

DISCLOSURE

栃木県信用保証協会

DISCLOSURE
2019



明日をひらく中小企業とともに
栃木県信用保証協会



ごあいさつ



栃木県信用保証協会
会長 須藤 揮一郎

皆様には、平素より当協会の業務運営につきまして、格別のご高配を賜り、心から感謝申し上げます。

このたび、当協会の事業内容・業績・事業計画などについてご報告するディスクロージャー誌「栃木県信用保証協会DISCLOSURE2019」を作成いたしました。本誌を通じて、当協会の取組や信用保証制度についてご理解を深めていただければ幸いに存じます。

さて、県内の景気は緩やかな回復基調が続いてきましたが、米中間の通商問題の動向や消費税率引き上げ等の不安要素もあり、先行きの不透明感が増しております。

また、中小企業・小規模事業者の多くは、人手不足の深刻化や労働生産性の伸び悩み、経営者の高齢化・後継者難等の多様な経営課題を抱え、依然として厳しい環境に直面しております。

このような中、当協会といたしましては、平成30年4月からスタートした新たな信用保証制度の円滑な実施に役職員一丸となって取り組み、県内中小企業・小規模事業者の資金需要へのきめ細かな対応に努めるとともに、金融機関の皆様をはじめとする関係機関との連携をより一層強化し、企業の経営改善・生産性向上支援に取り組んでまいりました。

金融支援につきましては、新たな信用保証制度の実施に伴い創設・拡充された創業者・小規模事業者向け保証制度や事業承継に対応した保証制度等を活用し、企業のライフステージに応じたきめ細かな対応に努めてまいりました。さらに、当協会独自の制度として「会計力向上応援保証」「『企業発達応援型』社債保証」「事業承継促進保証料率割引制度」を創設するなど、多様化する企業ニーズに応じた保証メニューの充実に取り組んでまいりました。

また、信用保証協会の法定業務に規定された経営支援につきましては、組織体制の見直しにより経営支援体制の強化を図り、外部専門家を活用した経営診断・計画策定支援や創業・事業承継セミナーの開催、ビジネスフェアへの出展支援など、個々の企業の実情に応じたきめ細かな支援に努めてまいりました。

本年10月には、当協会は創立70年を迎えます。これもひとえに皆様のご支援、ご厚情の賜物であり心より感謝申し上げます。今後とも、県内中小企業・小規模事業者の皆様への金融支援と経営支援の一体的取組の更なる推進を通じて、地域経済の活性化に貢献していく所存でございますので、引き続きご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和元年8月

Contents

● 栃木県信用保証協会の概要	2
● 事業報告	
取組	6
広報活動	15
平成30年度経営計画の評価	20
決算	33
信用保証の実績	38
● 事業計画	
第5次中期事業計画（平成30年度～令和2年度）	46
令和元年度（2019年度）経営計画	49
● 信用保証業務	
信用補完制度のしくみ	54
信用保証のご利用について	56
主な保証制度	58
創業・経営支援メニュー	61
責任共有制度	65
● コンプライアンス	66
● 個人情報保護宣言	68
● 事務所のご案内	70

※本誌中の金額及び構成比は四捨五入をしているため合計と一致しない場合があります。

栃木県信用保証協会の概要

■プロフィール

設立	昭和24年10月5日
目的	中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的とする。(定款第1条)
根拠法律	信用保証協会法
本所所在地	栃木県宇都宮市中央三丁目1番4号
事業所	本所、足利支所
役員数	91名(非常勤役員を除く)
基本財産	303億20百万円
保証利用企業数	21,192企業
保証債務残高	3,100億84百万円

(平成31年3月31日現在)

■基本理念

私たち栃木県信用保証協会は
明日をひらく中小企業とともに歩み
「信用保証」により
企業の成長と繁栄をサポートし
地域経済の発展につくします

■シンボルマーク

シンボルマークは、当協会の愛称「TOCHIGI GUARANTEE」の頭文字「T」と「G」をモチーフにデザインし、中小企業・金融機関・当協会の三者の成長を表す“トリプルライン”と、三者の信頼関係と相互協力を表す“フューチャーリング”とで構成されており、全体で「TOCHIGI」の頭文字「T」を表現しています。



■あゆみ

昭和 24年 9月 16日	財団法人栃木県信用保証協会設立許可
同 10月 5日	財団法人栃木県信用保証協会設立
同 10月 7日	宇都宮市塙田町にて業務開始
同 25年 12月 9日	足利市通四丁目に足利支所開設
同 26年 6月 28日	宇都宮市一条町に事務所移転
同 28年 8月 10日	信用保証協会法公布施行
同 10月 19日	宇都宮市江野町に事務所移転
同 29年 3月 26日	足利支所閉鎖
同 6月 1日	信用保証協会法に基づき栃木県信用保証協会に組織変更
同 38年 2月 25日	宇都宮市旭町に事務所移転
同 43年 3月 27日	宇都宮市塙田町に事務所移転
同 56年 7月 27日	宇都宮市中央三丁目に事務所移転
平成 8年 4月 1日	シンボルマークを核とするCI導入
同 13年 10月 10日	足利市南町に足利支所開設
同 21年 10月 30日	創立60周年記念式典開催

■イメージキャラクター『ギャランベリー』

当協会キャラクター『ギャランベリー』は、「いちご」のフレッシュさと「カモシカ」の可愛さを併せ持つ栃木県生まれの生き物で、カモシカもびっくりの俊足で栃木県を駆け回り、頑張る企業のみなさまを応援しています。



プロフィール

生年月日：平成21年10月5日

出身地：栃木県宇都宮市中央三丁目1番4号
栃木県産業会館

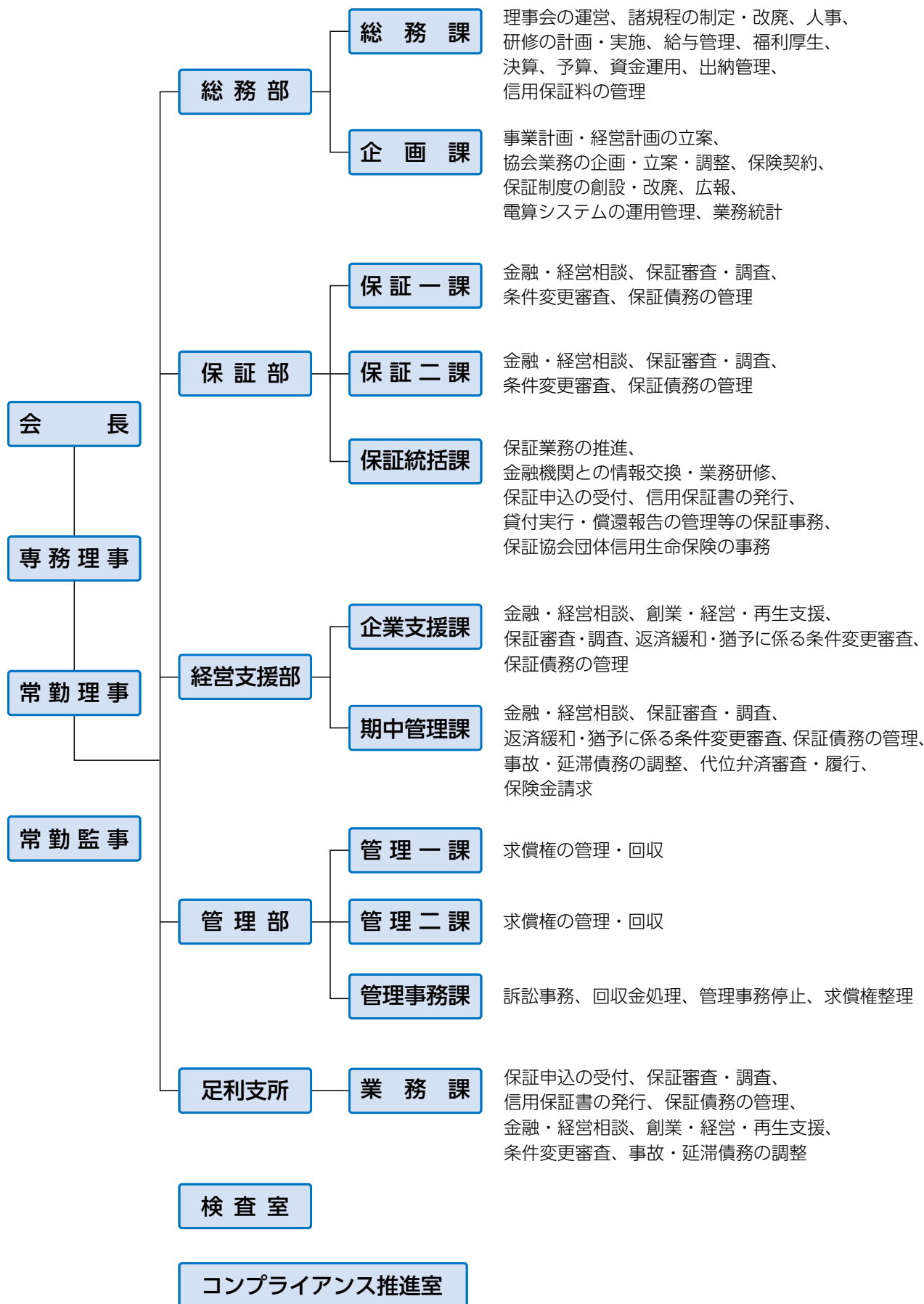
好きな食べ物：栃木県のB級グルメ

趣味・特技：栃木県の中小企業者を
信用保証で応援すること

性格：好奇心旺盛で、信用保証を知ってもらう
ことが何よりの喜び

組織機構図

(平成31年4月1日現在)



■役員

(令和元年5月21日現在)

	氏名	備考
会長	須藤 揮一郎	常勤
専務理事	谷崎 典久	常勤
理事	脇坂 清助	常勤
理事	狐塚 裕夫	常勤
理事	佐藤 栄一	栃木県市長会会長
理事	古口 達也	栃木県町村会会長
理事	大川 吉弘	栃木県商工会議所連合会会長
理事	福田 徳一	栃木県商工会連合会会長
理事	渡邊 秀夫	栃木県中小企業団体中央会会長
理事	松下 正直	栃木県銀行協会会長
理事	黒本 淳之介	栃木銀行頭取
理事	富田 隆	栃木県信用金庫協会会長
理事	塚田 義孝	栃木県信用組合協会会長
理事	新井 俊一	栃木県観光物産協会会長
監事	両方 昌志	常勤
監事	早川 尚秀	栃木県議会議長
監事	星野 基	公認会計士

事業報告

取組

	主な取組
4月	「会計力向上応援保証」、「『企業発達応援型』社債保証」の創設 「東日本大震災復興緊急保証」、「設備投資促進保証料率割引制度」、「新事業展開促進保証料率割引制度」、「創業等連携サポート制度」の延長 「エクセレント保証」の拡充及び延長 「金融相談窓口」の設置 「地域企業経営力向上応援キャンペーンVol.2」の実施（～7月まで） 「栃木県中小企業診断士会との情報交換会」の開催 「金融機関との事務連絡会議」の開催 「経営相談会」の開催（以降毎月開催）
5月	—
6月	TKC関東信越会との「中小企業・小規模事業者の持続的成長支援に関する覚書」の締結 「金融機関店舗表彰 感謝状贈呈式」の開催 「外部評価委員会」の開催 「栃木県中小企業診断士会との情報交換会」の開催
7月	「市町村特別保証制度連絡会議」の開催 「金融機関支店長との懇談会」の開催（～12月まで） 日本政策金融公庫佐野支店主催「経営・金融なんでも相談会」の共催
8月	「シャープ株式会社栃木工場関連相談窓口」の設置 日本政策金融公庫主催「アグリフードEXPO東京2018」における県内4企業の出展支援の実施 「第13回とちぎ中小企業支援ネットワーク会議」の開催
9月	「関東信越税理士会栃木県支部連合会との協議会」への出席 「TKC関東信越会栃木支部との協議会」の開催
10月	「商店街活性化促進事業関連保証」、「新技術等実証関連保証」、「革新的データ産業活用関連保証」、「先端設備等導入関連保証」、「情報処理支援関連保証」、「経営承継準備関連保証」、「特定経営承継準備関連保証」、「技術等情報漏えい防止措置関連保証」の創設 東京信用保証協会主催「江戸・TOKYO 技とテクノの融合展2018」における県内3企業の出展支援の実施 「平成30年度下期地域企業経営力向上応援キャンペーン」の実施（～1月まで） 「栃木県中小企業診断士会との情報交換会」の開催 日本政策金融公庫佐野支店主催「経営・金融なんでも相談会」の共催
11月	中小企業基盤整備機構主催「新価値創造展2018」における県内4企業の出展支援の実施 創業トークイベント「先人に訊こう（第1回・第2回）」の開催 「後継者支援セミナー」の開催 「金融機関女性担当者会議」の開催 「市町商工担当者との事務打ち合わせ会議」の開催 「栃木銀行との創業支援等に係る情報交換会」の開催 足利銀行主催「ものづくり企業展示・商談会2018」の共催・ブース出展 公式Facebookページの開設
12月	「栃木県中小企業診断士会との情報交換会」の開催 「商工団体担当者との事務打ち合わせ会議」の開催
1月	足利銀行・常陽銀行主催「めぶき 食の商談会2019in宇都宮」の共催・ブース出展 「栃木県産業振興センター・栃木県よろず支援拠点との情報交換会」の開催 栃木銀行主催「とちぎん創業塾」の共催 経済団体新春講演会実行委員会主催「新春経済講演会」の共催
2月	「第49回保証業務講座」の開催 「第14回とちぎ中小企業支援ネットワーク会議」の開催 「日本政策金融公庫宇都宮支店・佐野支店との情報交換会」の開催 足利銀行・常陽銀行主催「めぶきFG ものづくり企業フォーラム2019」の共催・パネル展示出展
3月	「事業承継促進保証料率割引制度」の創設 「平成31年4月27日から5月6日までの10連休に係る資金繰り対策特別相談窓口」の設置

「会計力向上応援保証」の創設

「会計力向上応援保証」を4月1日に創設し、計算書類の信頼性及び財務会計力の向上に取り組む中小企業・小規模事業者が、同保証を利用する際の保証料率を、最大15%割引することで成長と発展を後押ししました。

対象者	次に掲げる①または②の要件を満たす方 ①「中小企業の会計に関する指針」または「中小企業の会計に関する基本要領」に拠り計算書類を作成している。 ②税理士法第33条の2第1項に規定する計算事項等を記載した書面が作成されている。
保証限度額	1億円
対象資金	運転資金、設備資金、借換資金
保証料率	【両要件該当】0.382%～1.615%（基準保証料率から15%割引） 【一部要件該当】0.405%～1.710%（基準保証料率から10%割引）

会計力向上応援保証
計算書類の信頼性及び財務会計力の向上に取り組む中小企業・小規模事業者のみなさまを応援します！

基準保証料率から **最大15%割引**!

保証限度額 **1億円**
保証期間 **最長10年**

資金使途 **事業資金**
(運転・設備・借換)

次の要件を満たす方にご利用いただけます

要件
①「中小企業の会計に関する指針」または「中小企業の会計に関する基本要領」に拠り計算書類を作成している → **保証料率 15%割引**!
②税理士法第33条の2第1項に規定する計算事項等を記載した書面が作成されている → **保証料率 10%割引**!

取組期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

栃木県信用保証協会

「『企業発達応援型』社債保証」の創設

「『企業発達応援型』社債保証」を4月1日に創設し、従業員の健康保持・働き方の見直しや財務会計力の向上に取り組む中小企業・小規模事業者が、中小企業特定社債保証を利用する際の保証料率を、最大20%割引することで資金調達コストの軽減を図りました。

対象者	【健康・働き方要件】健康経営や働き方の見直し等に取り組み、国や栃木県等から認定を受けている方または一般事業主行動計画の届出や宣言等の登録を行っている方 【会計力要件】次に掲げる①または②の要件を満たす方 ①「中小企業の会計に関する指針」または「中小企業の会計に関する基本要領」に拠り計算書類を作成している。 ②税理士法第33条の2第1項に規定する計算事項等を記載した書面が作成されている。
保証限度額	4億5千万円（発行限度額5億6千万円）
対象資金	事業資金
保証料率	【健康・働き方要件】0.360%～1.520%（基準保証料率から20%割引） 【会計力要件：両方該当】0.382%～1.615%（基準保証料率から15%割引） 【会計力要件：一部該当】0.405%～1.710%（基準保証料率から10%割引）

『企業発達応援型』社債保証
従業員の健康保持・働き方の見直しや財務会計力の向上に取り組む中小企業・小規模事業者のみなさまの発達を応援します！

経営者保証不要
（発行限度額5億6千万円による共同保証）

保証料率 **最大20%割引**!

長期の安定した資金調達が可能
（保証期間：25年以上7年以内）

健康・働き方要件
①日本労働組合総連合会「健康経営優良法人10選」認定
②厚生労働大臣「健康経営優良法人10選」認定
③厚生労働大臣「働き方改革推進優良企業」認定
④厚生労働省「健康経営優良法人10選」認定
⑤厚生労働省「働き方改革推進優良企業」認定

会計力要件
①「中小企業の会計に関する指針」または「中小企業の会計に関する基本要領」に拠り計算書類を作成している。
②税理士法第33条の2第1項に規定する計算事項等を記載した書面が作成されている。

保証料率
【両要件該当】0.360%～1.520%
【会計力要件：両方該当】0.382%～1.615%
【会計力要件：一部該当】0.405%～1.710%

取組期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日（保証料率移行日まで）

栃木県信用保証協会

「事業承継促進保証料率割引制度」の創設

「事業承継促進保証料率割引制度」を3月1日に創設し、事業承継時に必要な資金に係る保証について、保証料率を最大20%割引することで、中小企業・小規模事業者の事業承継を後押ししました。

対象となる保証	①経営承継準備関連保証 ②特定経営承継準備関連保証 ③経営承継関連保証 ④特定経営承継関連保証 ⑤事業承継サポート保証
保証料率	0.360%～1.520%（基準保証料率から20%割引）

事業承継促進保証料率割引制度

事業承継促進保証料率割引制度（通称：事業承継）は、事業承継に係る保証について保証料率の割引制度を設けることにより、事業承継時に発生する資金調達コストの負担軽減を図り、中小企業・小規模事業者のみなさまが事業承継を促進することを目的としています。

事業承継に必要な資金を調達する方

事業承継前
事業承継後

経営承継準備関連保証 経営承継関連保証
特定経営承継準備関連保証 特定経営承継関連保証

事業承継サポート保証

（※無担保保証、信用保証による割引は保証料率の適用とはなりません）

保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
割引率						20%割引			
事業承継前保証料率	1.52%	1.40%	1.24%	1.08%	0.92%	0.80%	0.64%	0.48%	0.36%

（※「特定経営承継準備関連保証」「事業承継サポート保証」は20%割引の対象外となります。）

2020年3月31日保証承諾分まで

信保協会の信用保証事業として
栃木県信用保証協会

創業支援

創業者については、創業時の資金調達支援はもとより、中小企業診断士による創業計画策定支援や、創業後の事業の安定につながるフォローアップまできめ細かな支援に取り組みました。また、市町が開催する創業支援ネットワーク会議に連携機関として参加したほか、商工団体等が実施する「創業塾」において創業関係保証の周知に努めました。

創業サポートガイド
～夢の実現に向けて～

相談窓口
創業計画策定サポート
資金調達サポート
フォローアップ

中小企業診断士を派遣します
先業経営者のノウハウがわかる創業「開業を決定！～当協会の活用と開業まで～」
栃木県信用保証協会について

信保協会の信用保証事業として
栃木県信用保証協会

経営・再生支援

外部専門家を活用し中小企業・小規模事業者の経営の改善・安定を促進する「経営安定化支援事業」（国庫補助事業）については、支援メニューに生産性向上及び事業承継を追加し、取組を強化しました。また、当協会が事務局を務める「経営サポート会議」については、新規保証や条件変更による金融支援の合意形成により、早期の経営改善に効果を発揮しました。

さらに、「第二会社方式」や「DDS(資本的劣後化)」、「不等価譲渡」、「求償権消滅保証」等の支援スキームにより、再生が見込まれる企業の抜本的な事業再生支援に取り組み、地域雇用の維持・確保に寄与しました。

信保協会の信用保証事業として
栃木県信用保証協会

信保協会の信用保証事業として
栃木県信用保証協会

相談窓口の設置

「シャープ株式会社栃木工場関連相談窓口」、「平成31年4月27日から5月6日までの10連休に係る資金繰り対策特別相談窓口」を本所・足利支所に開設し、取引先の事業縮小による経営環境の悪化や大型連休で経営の安定に支障が生じる中小企業・小規模事業者からの相談に応じました。

キャンペーンの実施

「地域企業経営力向上応援キャンペーンVol.2」(4~7月)・「平成30年度下期地域企業経営力向上応援キャンペーン」(10~1月)をそれぞれ実施し、県内中小企業・小規模事業者の経営力向上に資する保証制度等の利用が顕著な金融機関の営業店に感謝状を贈呈しました。

販路拡大支援

「ものづくり企業展示・商談会2018」・「めぶき食の商談会2019in宇都宮」・「めぶきFGものづくり企業フォーラム2019」の共催、「アグリフードEXPO東京2018」・「江戸・TOKYO 技とテクノの融合展2018」・「新価値創造展2018」への県内企業の出展支援により、中小企業者の販路拡大を支援しました。



信用保証制度の見直しへの対応

信用保証制度の見直しにより、平成30年4月からスタートした中小企業信用保険法・信用保証協会法等の改正による新たな信用保証制度を円滑に実施するため、会議での説明や広報誌への掲載により金融機関をはじめとする関係機関への周知に努めました。また、ホームページやリーフレット、マスメディア（新聞・ラジオ）を活用した広報により、中小企業者に周知を行いました。

**平成30年4月から
信用保証協会は新たな保証制度に
取り組みます**

- 中小企業・小規模事業者等の様々な場面に合わせた保証制度の創設・拡充**
中小企業者がライフステージの様々な場面で必要となる資金需要にきめ細かく対応するため、創業や事業承継等に係る保証制度の創設・拡充を行います。
- 全国規模の経済危機等への備え**
リーマンショックや東日本震災等のような全国規模の危機時に、通常の一般保証とは「別枠」で、迅速な対応が可能な異任共有対象外の危機関連保証制度を創設します。
- 保証協会と金融機関の連携を促した
中小企業・小規模事業者の経営改善・生産性向上**
信用保証協会は金融機関と連携して中小企業者への経営支援を強化するなど、中小企業者の経営改善・生産性向上へのサポートを一層進めます。
具体的な保証制度は裏面へ

栃木県信用保証協会

創業トークイベント「先人に訊こう」の開催

11月16日と22日に創業トークイベント「先人に訊こう」を開催しました。

11月16日は創業予定者を対象に24名の方に受講いただき、株式会社和える 代表取締役 矢島里佳さんによる基調講演や、当協会の保証を利用し創業した5名の起業家を交えてのグループディスカッション、参加者全員での交流会を行い、創業機運の醸成を図りました。

11月22日は創業保証利用者を対象に19名の方に受講いただき、株式会社ファーマーズ・フォレスト 代表取締役社長 松本謙さんによる基調講演や、3名の専門家による個別相談会、参加者全員での交流会を行い、創業者の事業開始後の経営の安定と成長をサポートしました。



「後継者支援セミナー」の開催

11月28日に中小企業・小規模事業者の後継者の方や事業承継後間もない経営者の方向けに「後継者支援セミナー」を開催しました。

35名の方に受講いただき、株式会社国際後継者フォーラム 代表取締役 二条彪さんによる基調講演や、少人数グループに分かれての情報交換会、参加者全員での交流会を行い、円滑な事業承継を後押ししました。

二代目社長の心構えと考え方を学ぶ

後継者支援セミナー

事業承継

(セミナーのポイント)

- 二条彪氏による実践に基づく講演
- 経験豊富な専門家がアドバイスから見える情報交換会
- 同世代経営者・後継者同士の交流会

平成30年 **11月28日(水)**
17:30～21:00 (受付 17:00～)

宇都宮市文化会館 3階 第一会議室
宇都宮市野野野7丁目

講師 二条彪
「強い会社をつくる! 後継社長の心構えと考え方」

参加費 無料
※中小企業・小規模事業者の経営者の方(後継者の方でも参加いただけます)
定員 定員 30名
申込 随時

主催 栃木県信用保証協会



「中小企業・小規模事業者の持続的成長支援に関する覚書」の締結

中小企業・小規模事業者への持続的成長支援に連携して取り組むため、TKC関東信越会と「中小企業・小規模事業者の持続的成長支援に関する覚書」を6月18日に締結しました。



とちぎ中小企業支援ネットワークの運営

当協会が事務局を務める「とちぎ中小企業支援ネットワーク会議」を2回開催（8月2日、2月25日）し、中小企業支援に係る情報交換や意見交換を行うことで、同ネットワークの構成機関相互の連携強化や支援目線の共有に取り組みました。



「金融機関女性担当者会議」の開催

金融機関の女性担当者に信用保証業務への理解をより一層深めていただくとともに、当協会女性担当者との交流を通じた相互間のネットワークの構築を目的とし「金融機関女性担当者会議」を11月8日に開催し、県内12金融機関、38名の女性担当者の方にご参加いただきました。

会議では、当協会女性担当者が信用保証業務に関する基本的な説明を行ったほか、女性活躍をテーマに意見交換を行いました。



「第49回保証業務講座」の開催

信用保証業務についての理解をより一層深めていただき、信用保証を通じて中小企業・小規模事業者への円滑な資金供給を図ることを目的に「第49回保証業務講座」を開催し、12金融機関、57名の方に受講していただきました。

講座では、保証審査から代位弁済までの実務や、信用補完制度の見直しについて理解を深めていただいたほか、グループでの事例研究や情報交換、懇親の場を設け、当協会の担当者だけでなく金融機関の枠を越えた担当者間での情報・意見交換が行われました。



外部評価委員会の開催

経営方針や経営実態等を明確にし、適切な業務運営を確保するため、「中期事業計画」及び「年度経営計画」等を公表しました。

また、運営規律の強化を図るため、外部の有識者で構成される「外部評価委員会」により計画の実施状況について評価を受け、その内容を公表しました。



「ギャランベリーの森」の管理

平成29年に栃木県及び益子町と締結した「『ギャランベリーの森』の森づくりに関する協定書」に基づき、益子県立自然公園内の「ギャランベリーの森」において、6月3日と10月6日に除草活動を実施しました。



RADIO BERRY「SHINE!」での創業者紹介

株式会社エフエム栃木が運営するラジオ局RADIOBERRYにおいて、平成28年4月から放送を開始した「SHINE!」に番組提供を行っています。

同番組では、現在活躍中の企業やこれから羽ばたこうとする企業など、栃木県内の輝く(SHINE)企業の経営者をゲストに迎え、起業のきっかけから今後の展望などについて紹介しています。

また、RADIO BERRYのホームページにおいて、過去の番組音源の配信も行っています。

「SHINE!」番組概要			
放送局	RADIO BERRY	放送時間	毎週月曜日 午後5時15分～午後5時20分
番組ホームページ	http://www.berry.co.jp/shine/		
周波数	76.4MHz(足利78.3MHz、葛生84.4MHz、今市79.1MHz、塩原78.5MHz)		

「SHINE!」出演企業（平成30年度）			
4月	三たて蕎麦 誉 店主 大桃誉大さん	10月	栃木県信用保証協会 経営支援部 企業支援課
5月	虎蔵 代表 村松慎太郎さん	11月	株式会社Crow Lab 代表取締役 塚原直樹さん
6月	SHŌPAIN ARTISAN BAKEHOUSE オーナーシェフ 平山翔さん	12月	ichimaru-ihi 代表 中村真千也さん
7月	こころ株式会社 代表取締役 山岸みゆきさん	1月	おやこカフェ Oluolu オーナー 石塚雄二さん
8月	美容室ラポールヘア 日光店 責任者 福田政子さん	2月	株式会社アグクル 代表取締役 小泉泰英さん
9月	RIDE a LIFE 代表 吉澤和彦さん	3月	CHAD'S KITCHEN オーナー 磯野大作さん



当協会ホームページにリンクバナーを設置しています

関係機関との連携強化

金融機関との連携

事務連絡会議や情報交換会等を随時開催し連携を深めました。また、当協会の業務や取組についての理解を深めていただくために、金融機関職員との勉強会に積極的に参加しました。さらに、県内に本店のある金融機関の営業店の長及び本部の保証付融資の推進担当者をお招きして、「金融機関支店長との懇談会」を開催し、当協会からの情報提供及び信用保証業務に関する意見交換を行い、収集した意見や要望を業務に反映させました。

栃木県との連携

意見交換会等を通じて連携を深め、県制度融資の充実に努めました。また、栃木県が実施する「金融円滑化特別相談窓口」に職員を派遣し、中小企業・小規模事業者の資金繰り相談に対応しました。さらに、オールとちぎ体制での創業・発展・事業承継支援の実施に向け、栃木県が構築した「とちぎ地域企業支援ネットワーク」への参加を通じ、連携強化を図りました。

市町との連携

市町村特別保証制度の適正な運用と利用促進を図ることを目的に「市町村特別保証制度連絡会議」や「市町商工担当者との事務打ち合わせ会議」を開催するとともに、市や町の融資振興会が主催する会議に出席し、意見交換を行うことで連携を深めました。

商工団体との連携

より良い協調体制の確立を図り中小企業・小規模事業者への支援体制を強化することを目的に「商工担当者との事務打ち合わせ会議」を開催し、意見交換を行うことで連携を深めました。また、商工団体が実施する「創業塾」などに職員を講師として派遣し、信用保証協会や保証制度等について説明させていただくとともに、商工団体が発行する機関誌への掲載による当協会の保証制度や経営支援メニューの周知にご協力いただきました。

その他関係機関との連携

栃木県中小企業再生支援協議会、栃木県産業振興センター、栃木県よろず支援拠点、栃木県事業引継ぎ支援センター、栃木県中小企業診断士会、関東信越税理士会栃木県支部連合会等のみなさまと随時意見交換を行い、連携を深めました。

広報活動

ホームページ

当協会の概要や保証制度、創業・経営支援に関する情報等、多くの最新情報を掲載しています。

URL : <http://www.cgc-tochigi.or.jp/>



Facebook

11月18日に公式フェイスブックページを開設しました。セミナーや関係機関の情報等、中小企業・小規模事業者や創業をお考えのみなさま向けの情報を配信しています。



QRコードからご覧いただけます。

ディスクロージャー誌

中小企業・小規模事業者や関係機関をはじめとする多くの方々に当協会の取組や信用保証制度等について知っていただくために、ディスクロージャー誌を毎年発行しています。



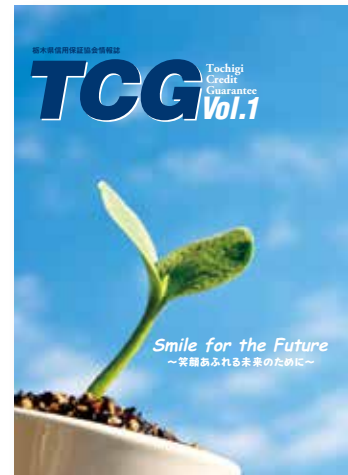
広報誌

当協会に関するトピックスやインフォメーション、業務概況、各種統計等を掲載した広報誌「保証だより」を毎月発行しています。当協会ホームページでは、バックナンバーもご覧いただけます。



創業情報誌

より多くの方を対象に創業へ興味・関心を持っていただくため、広報誌で掲載している創業企業紹介コーナーや当協会の創業支援メニュー等を取りまとめた情報誌「TCG Vol.1」を発行しました。



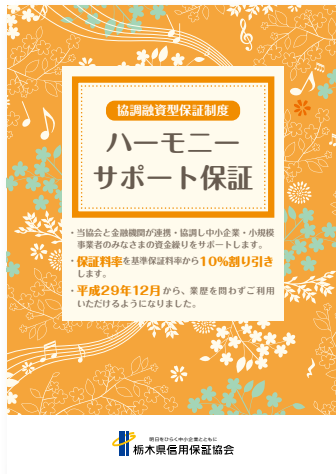
手引

金融機関等の実務担当者向けに、信用保証の基本事項や主な保証制度などを掲載した手引を作成しています。



パンフレット・リーフレット

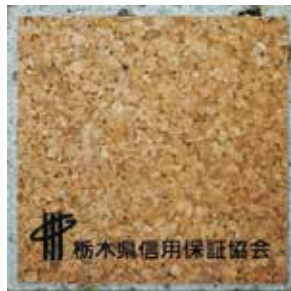
当協会について、より多くの方に知っていただくために、パンフレットやリーフレットを作成し、保証制度やセミナー等のご案内を行っています。



保証タイプ	ご利用いただける方	借付保証	経営保証	条件変更
金融機関連携型	次の1設けが企業の方 ① 保証料を協会の保証料より優遇する ② 協会の保証料を協会の保証料より優遇する ③ 協会の保証料を協会の保証料より優遇する	○	○	○
財務型	協会の保証料を協会の保証料より優遇する	○	○	○
担保型	協会の保証料を協会の保証料より優遇する	○	○	○

ノベルティグッズ

地域資源を活用した特色あるノベルティグッズを作成して配布しています。



大谷石コースター

足利銘仙柄メモ帳

マスメディアの活用

保証制度や創業・経営支援メニューについて周知を図るとともに、当協会に対する認知度向上を図るため、マスメディア（新聞・ラジオ）を積極的に活用した広報活動を展開しています。

栃木県信用保証協会 **は小規模企業者を応援します!!** **小規模企業者向け保証制度** **経営支援メニュー**

<p>小規模企業者向け保証制度 特別小口保証</p> <p>保証限度額 2,000万円</p> <p>平成30年4月から 2,000万円に拡充 (拡充前:1,250万円)</p>	<p>ご利用いただける方 小規模企業者</p> <p>従業員数が20人 (従業員・借入者を除く) 商業・サービス業は5人 以上の方</p>	<p>保証割合 100%</p> <p>責任共有制度 対象外 (一部例外あり)</p>
<p>経営相談会</p> <p>経営相談会を定期的に開催しています! 中小企業診断士による 経営相談</p> <p>開催日時 毎月第3木曜日 午後1時から午後5時</p> <p>相談内容 経営課題に関する ご相談など</p>	<p>各種相談窓口</p> <p>経営相談会 当協会職員による 経営相談</p> <p>金融相談窓口 米国におけるEJ持株・権利を扱う 国民投資の結果の影響関連相談窓口 資金水準上昇対策相談窓口 タカチ株式会社関連相談窓口</p>	<p>経営安定化支援事業</p> <p>中小企業診断士を派遣し、様々な 経営課題の解決をサポートします!</p> <p>創業 経営改善 生産性向上 事業承継</p>

明日をひらく中小企業とともに
栃木県信用保証協会 本館 028-635-2121 足利支所 0284-70-6339
宇都宮市中央3丁目1番4号 栃木県産業会館 足利市南町4254番地1
ニューミヤコホテル足利本館 ニューミヤコホテル足利本館

平成30年5月14日 下野新聞 1面

栃木県信用保証協会 **は円滑な事業承継をサポートします!** **後継者支援セミナー** **事業承継サポート** **事業承継用保証制度**

<p>後継者支援セミナー</p> <p>二代目社長の心構え と考え方を学ぶ</p> <p>セミナーのポイント 経験豊富な専門家の 実践に基づく講演 後継者育成の 情報交換会</p> <p>先駆体験者のエピソードから学ぶ 「親の会社をつくる」 後継社長の心構えと考え方</p> <p>講師 後継者支援者フォーラム 代表取締役 二条 彪氏</p> <p>プロフィール 1961年生まれ。20歳で家業である個人輸入部門 スタートの責任者となり、16年間にわたる経営者経験がデジタルシ フトへの転換を促す。2009年、会社を整理し、社長生活にピリオド を打ち、現在は、その経験をもとにコンサルティング業務、幅広い企業 顧問、会社法講座を講義し、みなし・つなごとしてごんからい上げた 実績からくる応力ある講演は、多くの後継者や社長の心打っている。</p> <p>平成30年 11月28日(水) 会場:宇都宮市文化会館3階 第一会議室(宇都宮市明野町4-66) 対象:中小企業・小規模事業者の後継者の方(研修生の方 もご参加いただけます) 定員:先着30名 参加費:無料 詳しくは 栃木県信用保証協会 で 検索</p>	<p>事業承継サポート</p> <p>中小企業診断士を無料で派遣し、事業承継に 関する課題の解決をサポートします!</p> <p>売上減少傾向にあり、 このまま事業を承継 できるから心配 事業承継に何をして おけばいいかわからない 事業承継に何をして おけばいいかわからない 後継者が決まっておら ず、今後会社を承継して いけるか不安</p> <p>栃木県信用保証協会は 信用保証協会法に基づき 設立された公的機関です</p>	<p>事業承継用保証制度</p> <p>二子に即した保証制度で事業承継時の 資金調達をサポートします!</p> <p>特例として 株式取得資金 事業用資産 取得資金</p> <p>納税資金 (相続税・贈与税) 遺産分割に伴う 返済資金 にご利用いただけます</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

明日をひらく中小企業とともに
栃木県信用保証協会 お問合せ ☎028-635-8886
宇都宮市中央3丁目1番4号 栃木県産業会館 期中管理課

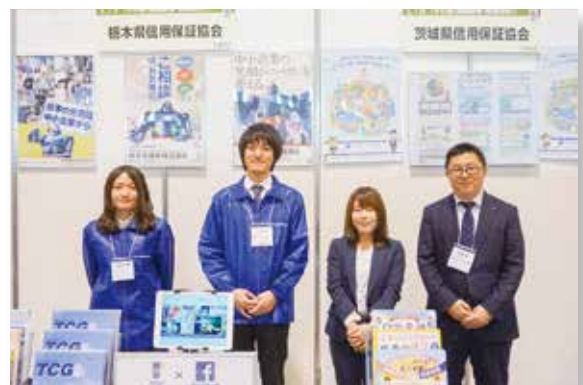
平成30年11月4日 下野新聞 TV面

ビジネスフェアへのブース出展

当協会の認知度向上を図るため、当協会が共催するビジネスフェアにおいてブースを出展しています。



ものづくり企業・展示商談会2018



めぶき食の商談会2019in宇都宮

パブリシティ広報

当協会の取組や事業実績等について、積極的な情報発信を行っています。

平成31年3月20日 下野新聞

事業承継 割引で支援

県信用保証協会
保証料、来年3月まで

県信用保証協会は今年か「事業承継促進保証料割引制度」の取り扱いは始めた。事業承継に関し事業用資産や株式の取得などに必要な資金調達で保証料を従来の保証料率から20%割り引き、事業承継を支援する。取り扱いは来年3月31日まで。

対象になるのは、承継者の確保が難しく、事業継続に支障が出ている企業を買収・合併(M&A)しようとする資金、従業員などが承継する際の株式取得資金など、さまざまな事業承継資金パターンに対応する「経営承継準備関連」「特定経営承継準備関連」の保証。いずれも中小企業経営承継円滑化法に基づく認定が必要になる。承継会社を会社化するなどで事業承継を図る持ち

新制度は、保証料率を借入金額に対し、従来の0・450〜1・900%から0・360〜1・520%に割り引く。
(伊藤 浩二)

平成30年10月26日 下野新聞

後継者支援へ 来月セミナー

県信用保証協会
県信用保証協会は11月28日午後5時半から、宇都宮市文化会館で後継者支援セミナーを開く。

中小企業・小規模事業者の後継者などを対象に、国際後継者フォーラム代表取締役の二条 彪氏が「強い会社をつくる！後継社長の心構えと考え方」と題して講演する。後継者同士の情報交換会も開く。

参加無料。定員は先着30人。同協会へ申し込む。☎同協会028・6355・8886。

平成30年11月2日 下野新聞

県信用保証協会が トークイベント

宇都宮で16、22日

県信用保証協会が毎月、宇都宮市大町のペーカリーレストラン「ザ・スターダード・パークス」で創業トークイベント「先人に訊(きこ)」を開く。

16日は創業計画中や創業間もない方を対象に、赤ちやんなど6歳までの伝統ブランド「aeru」を立ち上げ、直営店を出す和える代表取締役の矢島里佳氏が講演する。

22日は創業保証利用者を対象に、ファーマーズ・フォレスト社長の松本謙氏が講演する。いずれも午後4時から。座談会や交流会も開く。参加無料。

申し込みは同協会へ。☎同協会企業支援課028・635・2195。

平成31年3月29日 下野新聞

金融機関と連携 短期の信用保証

県協会、来月から

県信用保証協会は4月1日から、1年以内一括返済方式の金融機関連携短期支援保証「アンサブル」の取り扱いを始める。取り扱いは来年3月31日まで。短期の信用保証は手形買付け、当座貸し越しなどを運用ベースで行われているが、多様な資金繰りを支援することで、中小企業・小規模事業者の経営改善、事業発展を促すが狙い。利用できるのは1期以上

の確定申告が行われ、申込金融機関で一定の要件を満たす事業所と個人。また借入時や申込時に、申込金融機関で一定のプロパー借入れを行うか、一定のプロパー借入残高があることが必要になる。保証限度額は3千万円。対象資金は連転資金と当該金融機関の借換資金。一定期間の継続利用も可能にした。

平成30年8月8日 下野新聞

中小企業支援へ 相談窓口を設置

県信用保証協会

シャープ栃本工場の事業縮小に伴い影響を受ける中小企業や小規模事業者を支援しようと、県信用保証協会は7日、宇都宮、足利両市に「シャープ栃本工場関連相談窓口」を設置した。場所は宇都宮市中央3丁目の県産業会館内の同協会経営支援部企業支援課と、足利市南町の同協会足利支所。資金繰りや経営などに関する相談に応じる。午前9時〜午後5時。☎同協会企業支援課028・635・2195。

平成30年6月20日 下野新聞

県信用保証協会と 中小支援へ覚書

TKC関東信越会栃木
県信用保証協会(須藤 一郎会長)は18日、TKC関東信越会栃木支部(浜村 智安支部長)と「中小企業支援覚書」を締結した。覚書は互いが関与する企業に対し、ライフステージに応じたコンサルティング機能の強化や中期経営計画の策定と実施状況に関する支援などを行う。

同支部会長は現在、公認会計士、税理士198人。TKC支部長は会員事務所が企業の代わりに、金融機関へ決算書や月次試算表などをインターネットで提供するサービスもしており、同協会も迅速に経営状況を把握できるようにする。

宇都宮市内での締結式で浜村支部長は「中小企業の発展に向け会計の部分で協力させていきたい。この部分が覚書でより一層強くなる」とあいさした。須藤会長も「法改正で経営支援も協業務として明記された。覚書はタイムリーで大変心強い」と述べた。

覚書を交わした浜村支部長(左)と須藤会長(右) 宇都宮市

平成30年度経営計画の評価

■自己評価

1. 業務環境

(1) 栃木県の景気動向

平成30年度の県内景気は、前年度に引き続き緩やかな回復基調で推移しました。個人消費は、百貨店・スーパー販売額や乗用車の新車登録届出台数が前年を下回ったものの、家電大型専門店やドラッグストアの販売額が前年を上回るなど、全体として緩やかな回復が続きました。生産活動は、一部業種によっては若干改善がみられたものの、全体としては横ばいの状況となりました。雇用情勢については、有効求人倍率が堅調に推移するなど、改善がみられました。

(2) 中小企業を取り巻く環境

日本経済は、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続き、中小企業・小規模事業者を取り巻く環境も改善傾向にありましたが、米中間の通商問題の動向が世界経済に与える影響や令和元年10月に予定されている消費税率の引き上げ等の不安要素もあり、景気の先行き不透明感が増しています。

また、中小企業・小規模事業者においては景気回復の実感に乏しく、人手不足の深刻化や労働生産性の伸び悩みなど、多様な経営課題を抱えており、依然として厳しい環境におかれています。

県内の金融情勢では、各金融機関とも積極的な融資姿勢にありますが、超低金利の金融環境下での金融機関間の競争激化に伴い、地域における金融仲介機能への影響が懸念されます。

県内の企業倒産をみると、件数・負債額ともに前年を下回りましたが、件数では従業員20名未満の倒産が約9割、とりわけ従業員5名未満が約6割と高い割合を占めるなど、今後も経営基盤の脆弱な小規模・零細企業からの倒産の発生が危惧されます。また、県内企業においては、経営者の世代交代が遅れており、平均年齢が過去最高を更新するなど、後継者難による休廃業・解散の増加も懸念されます。

2. 重点課題について

(1) 保証部門

中小企業・小規模事業者の経営実態や資金ニーズに即した保証を提案し、企業の実情に応じたきめ細かな資金繰り支援に取り組みました。

また、企業がライフステージの様々な局面で直面する経営課題の解決に向け各種保証制度の効果的な活用や保証制度の創設に取り組みました。

さらに、個々の企業の実情に応じ、借換保証や条件変更についても柔軟に対応しました。

こうした取組を通じて、保証承諾は7期ぶりに件数・金額ともに前年を上回るなど、中小企業の資金繰りの円滑化や地域経済の活性化に寄与することができました。

■保証承諾・保証債務残高 (単位：百万円、%)

	平成29年度				平成30年度			
	件数	前年比	金額	前年比	件数	前年比	金額	前年比
保証承諾	14,719	92.9	123,719	89.7	14,734	100.1	134,048	108.3
保証債務残高	55,168	92.0	326,484	89.4	50,419	91.4	310,084	95.0

1) ニーズに即した適切な保証

①迅速かつ企業の実情に応じたきめ細かな資金繰り支援

- ▶ 保証審査にあたっては、事前照会の有効活用や審査業務の効率化に取り組むとともに、迅速な対応に努めたことで、平均保証承諾日数は4.6日から4.2日へ短縮しました。また、企業訪問を適宜実施し、企業の特徴や強みなどの把握に努め、個々の経営実態やニーズに即した、きめ細かな資金繰り支援に取り組みました。

②各種保証制度の効果的な活用、保証制度の創設

- ▶ 金融機関との連携を密にし、企業のニーズに最適な保証制度の提案に努めました。特に利便性が良く、顧客のニーズが高い「当座貸越根保証」や「事業者カードローン」については、利用要件を拡充したこともあり利用が大幅に増加しました。また、平成29年度に創設した「手形貸付根保証」については、多様化する資金需要に相まって保証承諾は50件、1,055百万円となりました。「地公体制度融資」については、県制度・市町村制度ともに前年を下回る実績となりましたが、保証料補助等があり、企業にとって調達コストの面でメリットが大きいことから、今後も引き続き推進していきます。
- ▶ 正確な会計帳簿の作成を通じ、計算書類の信頼性及び財務会計力の向上に取り組む企業の成長・発展を支援することを目的とした「会計力向上応援保証」を創設しました。(4月)
- ▶ 健康経営や働き方改革、財務会計力の向上に取り組む企業を対象とし、保証料率の割引措置を講じた「『企業発達応援型』社債保証」を創設しました。(4月)

■各種保証制度の保証承諾状況

(単位：百万円、%)

	平成29年度			平成30年度		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
県 制 度	2,567	15,850	78.2	2,099	12,889	81.3
市 町 村 制 度	5,877	28,263	94.2	5,273	25,929	91.7
当 座 貸 越 根 保 証	199	4,030	89.0	329	7,419	184.1
事業者カードローン根保証	525	2,691	102.4	732	3,677	136.7
手 形 貸 付 根 保 証	—	—	—	50	1,055	—
会計力向上応援保証	—	—	—	128	2,692	—
『企業発達応援型』社債保証	—	—	—	8	352	—

③「健康・働き方応援保証“はつらつ”」の推進、設備投資・新事業展開にかかる保証料率割引の実施

- ▶ 「健康・働き方応援保証“はつらつ”」を推進し、健康経営・働き方改革に取り組む企業の成長・発展を支援し、15件、297百万円の保証承諾実績となりました。
- ▶ 保証料率の割引措置を講じた「設備投資促進保証料率割引制度」や「新事業展開促進保証料率割引制度」を活用し、中小企業・小規模事業者の設備投資や新事業展開を後押ししました。

■設備投資・新事業展開にかかる保証料率割引制度の保証承諾状況 (単位：百万円、%)

	平成29年度			平成30年度		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
設備投資促進保証料率割引制度	304	4,296	89.0	327	3,569	83.1
新事業展開促進保証料率割引制度	3	19	64.4	1	12	62.6

④借換保証、条件変更による資金繰り改善支援

- ▶ 中小企業・小規模事業者のキャッシュフローの状況に応じて、借換保証を積極的に提案し、資金繰りの円滑化につなげました。
- ▶ 厳しい経営環境下に置かれ、資金繰りに窮している中小企業・小規模事業者に対しては、個々の実情に応じ、条件変更による資金繰り支援を行いました。

■借換保証・条件変更(返済緩和)の承諾状況

(単位：百万円、%)

	平成29年度			平成30年度		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
借 換 保 証	1,406	18,424	104.1	1,562	19,370	105.1
条件変更(返済緩和)	8,824	76,542	90.6	8,491	72,026	94.1

⑤ 経営者保証を不要とする保証への適切な対応

- ▶ 円滑な事業承継や思い切った事業展開等を促すことを目的とし、「経営者保証を不要とする保証」について新たな運用を開始しました。金融機関訪問や勉強会、広報活動を通して、周知を図るなど、積極的な推進に取り組みました。
- ▶ 保証時においては、一定の財務要件を満たしている先や金融機関のプロパー融資において経営者保証を付していない先などに対し、経営者保証を不要とした取り扱いを行いました。また、期中時においても、保証時と同様の要件を満たした場合は、経営者保証を解除する取り扱いを行いました。

○新規保証時における経営者保証を不要とした取組状況

- 金融機関連携型 22件 933百万円
- 財務要件型 3件 130百万円
- 担保型 利用実績なし

- ▶ 事業承継等により経営者が交代した場合、これまでは、新・旧両経営者の経営者保証を徴求していましたが、円滑な事業承継を促すべく、後継者（新経営者）の経営者保証を付さない取扱を推進しました。

○事業承継時における経営者保証の対応状況

- 旧経営者の経営者保証を解除せず、新経営者の経営者保証は付さず 503件
- 旧経営者の経営者保証を解除し、新経営者の経営者保証は付さず 3件
- 旧経営者の経営者保証を解除し、新経営者の経営者保証を追加 179件
- 旧経営者の経営者保証を解除せず、新経営者の経営者保証を追加 34件

2) 小規模事業者への支援強化

① 「小口零細企業保証」等を活用した資金繰り支援

- ▶ 平成30年4月に限度額が拡充された「小口零細企業保証」や保証料補助、固定金利などの調達コストの面でメリットがある「地公体制度融資」を効果的に活用し、資金繰り支援に努めました。

■小口零細企業保証の保証承諾状況

(単位：百万円、%)

	平成29年度			平成30年度		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
小口零細企業保証	1,768	4,626	96.0	1,936	6,000	129.7
国制度（全国小口）	242	663	121.1	409	1,319	199.0
県制度	499	1,331	75.1	484	1,584	119.0
市町村制度	1,027	2,632	105.3	1,043	3,097	117.6

② 経営相談会の開催及び認定支援機関と連携した経営課題解決のサポート

- ▶ 相談窓口に加え、中小企業・小規模事業者からの経営や資金繰りに関する相談を受けるため「職員による経営相談会」（月2回）及び「中小企業診断士による経営相談会」（月1回）を実施し、68件の金融、経営相談に応じました。

③ NPO法人への適切かつきめ細かな支援

- ▶ 地域経済における新たな事業・雇用の担い手である特定非営利活動法人（NPO法人）からの保証申込に対しては、現地調査の実施により実態把握に努めるなど、きめ細かな対応に努め、14件、220百万円の保証承諾を行い、同法人の資金繰りを支援しました。

3) 創業支援の推進

① 創業者へのきめ細かな支援

- ▶ 常設の相談窓口や経営相談会において、創業に関する相談や創業計画策定におけるアドバイスをを行うなど、きめ細かな支援に取り組みました。また、外部専門家を活用した創

業支援にも積極的に取り組み、10企業に対し創業計画の策定支援を行いました。

- ▶ 創業予定者を対象としたセミナー（11月、受講者24名）を開催し、創業計画の策定、資金調達などの基本的知識の習得をサポートしました。
- ▶ 創業保証利用先を対象としたセミナー（11月、受講者19名）を開催し、経営に関する基本的な知識の習得や創業者同士の交流の場を提供することで、事業開始後の経営の安定と成長をサポートしました。

② 「創業等連携サポート制度」の利用促進

- ▶ 支援機関等と連携し、創業前の相談から創業計画の策定支援、創業後の経営支援までニーズに応じたサポートを行うとともに、保証料率の引き下げ措置を講じた「創業等連携サポート制度」の利用を推進しました。「創業等連携サポート制度」については、前年を上回る179件、8億2百万円の保証承諾を行い、創業者等の資金調達を支援しました。

■創業保証の保証承諾状況

（単位：百万円、%）

	平成29年度			平成30年度		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
創業保証	370	1,441	95.6	374	1,479	102.6
創業等連携サポート制度	169	758	101.9	179	802	105.8

③ 創業者に対するフォローアップ支援等

- ▶ 創業保証利用先のモニタリングを適宜実施し、課題を抱える企業に対しては、経営安定化支援事業を活用した課題解決支援を行うなど、創業後の現況把握とフォローアップ支援に努めました。

4) 金融機関との連携強化

①金融機関との適切なリスク分担

- ▶ プロパー融資との協調支援型保証制度である「ハーモニーサポート保証」をはじめとする金融機関と連携した保証支援を推進しました。「ハーモニーサポート保証」については、162件、2,642百万円の保証承諾となるなど、金融機関と適切なリスク分担を図りつつ、中小企業・小規模事業者の資金繰り支援に取り組みました。
- ▶ 保証申込時のプロパー融資の状況について、“見える化”に取り組み、金融機関毎のリスク分担の状況把握に努めました。

②金融機関とのさらなる連携強化

- ▶ 金融機関事務連絡会議（4月）を開催するとともに、情報交換や保証推進を目的とした金融機関営業店訪問を適宜実施するなど、金融機関との関係強化を図りました。
- ▶ 金融機関との勉強会へ積極的に参加し、各種保証制度の周知や情報の共有化に努めました。また、信用保証業務への一層の理解や円滑な業務運営を図るため、金融機関の若手担当者を対象とした「第49回保証業務講座」（2月、受講者数：12金融機関 55名）を開催しました。
- ▶ 栃木県内に本店を有する金融機関を対象として「支店長との懇談会」を18回開催（出席者：10金融機関 243名）し、金融機関とより緊密な関係を構築するとともに、収集した意見・要望を業務に反映させました。
- ▶ 「地域企業経営力向上応援キャンペーン」（上期・下期各1回）を実施し、創業支援、小規模事業者支援、生産性向上支援等の6部門において顕著な実績を上げた金融機関77営業店に対し感謝状を贈呈しました。また、金融機関店舗表彰の感謝状贈呈式（6月）を開催し、中小企業・小規模事業者への金融の円滑化や経営支援、再生支援への取組が顕著であった金融機関50営業店に対し感謝状を贈呈しました。
- ▶ 「金融機関女性担当者会議」（11月、参加者：12金融機関 38名）を開催し、金融機関

女性担当者の信用保証業務への理解をより一層深めるとともに、当協会女性担当者との相互間のネットワークの構築を図りました。

5) 相談業務の充実

①関係機関との連携強化

- ▶ 栃木県が実施する「経営改善特別相談窓口」（20回）や日本政策金融公庫佐野支店主催の「経営・金融なんでも相談会」（2回）に職員を派遣するなど、関係機関と連携し、中小企業・小規模事業者がライフステージの様々な局面で直面する経営課題の解決に努めました。

②相談窓口の設置及び金融機関を紹介する取組の実施

- ▶ シャープ栃木工場の事業縮小に伴い影響を受ける中小企業者の経営や資金繰りに関する相談に応じるため、「シャープ株式会社栃木工場関連相談窓口」を設置しました。
- ▶ 創業予定者や栃木県内に事業基盤を有していない企業からの相談にきめ細かに対応するとともに、3社に対し金融機関の紹介を実施しました。

(2) 経営支援・期中管理部門

経営支援業務が信用保証協会の法定業務に規定されたことに伴い、経営支援室を経営支援部へ変更し、経営支援体制の強化を図りました。また、関係機関との連携についても、より一層の強化に努め、企業のライフステージに応じたきめ細かな経営・再生支援に努めました。

特に返済緩和先等に対しては、経営安定化支援事業を活用し、外部専門家の活用による経営診断や経営改善計画策定支援、「経営サポート会議」による金融調整など、経営の安定に向けた支援に積極的に取り組みました。

また、延滞・事故先に対しては、金融機関と連携し、正常化に向けた早期の調整を図るなど、初動管理を徹底するとともに、事業継続支援を実施することで代位弁済の抑制に努めました。

こうした取組の結果、中小企業・小規模事業者の経営改善の促進及び雇用維持・確保に寄与することができました。

1) 生産性向上・販路拡大支援の取組強化

①生産性向上支援

- ▶ 経営安定化支援事業（生産性向上サポート事業）を活用し、外部専門家を活用した経営指導、経営力向上計画等の策定支援に取り組みました。（計画診断8企業、計画策定完了4企業）

②販路拡大支援

- ▶ 販路拡大を目指す中小企業・小規模事業者に対して、日本政策金融公庫主催の「アグリフードEXPO東京2018」（8月、出展支援：4企業）及び東京信用保証協会主催の「江戸・TOKYO技とテクノの融合展2018」（10月、出展支援：3企業）、中小企業基盤整備機構主催の「新価値創造展2018」（11月、出展支援：4企業）への出展支援を実施しました。また、関係機関が実施するビジネスフェアの共催・後援を通じた販路拡大支援にも取り組みました。
- ▶ 創業保証利用先を対象とし、月報誌「保証だより」への特集記事の掲載や当協会が番組提供しているラジオ番組への出演を通じて、事業をPRする機会を提供しました。

2) 経営・再生支援の推進

①経営安定化支援事業を活用した経営支援等

- ▶ 経営改善が見込まれる返済緩和先等に対し、メインバンクと支援の方向性等について目線合わせを行ったうえで、企業のニーズに応じて外部専門家を活用した経営支援に取り組みました。

- ▶ 経営改善計画の策定支援を行った先に対しては、決算書徴求による計画の進捗確認やモニタリングの実施などを行い、経営実態の把握に努めるとともに、必要に応じて外部専門家を活用したフォローアップ支援を実施しました。
- ▶ その結果、当年度においては、中小企業診断士を170企業に対し566回派遣し（前年度からの継続利用先を含む。）、101企業が経営改善計画等の策定に着手しました。また、計画の策定が完了した78企業のうち、26企業が「経営改善サポート保証」等の活用により返済の正常化に至るなど、経営の安定に向けた道筋をつけることができました。

■経営安定化支援事業の取組実績

	平成29年度	平成30年度
中小企業診断士派遣（延べ回数）	168企業（597回）	170企業（566回）
経営改善計画等策定 着手	118企業	101企業
経営改善計画等策定 完了	83企業	78企業
返済正常化（※）	33企業	26企業

（※） 外部専門家が策定を支援した経営改善計画に基づき、「経営改善サポート保証」または「経営力強化保証」により借換えを行ったもの。

- ▶ 実現可能性のある事業計画を基に経営の改善や事業の再生に取り組む中小企業・小規模事業者に対し、継続的な経営支援を行い、企業の経営力強化を図ることを目的とした「経営改善サポート保証」や「経営力強化保証」を活用した資金繰り支援に取り組みました。両保証制度とも、返済緩和先の出口戦略として有用な保証制度として定着しています。

■経営改善サポート保証、経営力強化保証の保証承諾状況（単位：百万円、%）

	平成29年度			平成30年度		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
経営改善サポート保証	109	2,258	102.7	76	1,296	57.4
経営力強化保証	21	462	85.9	23	575	124.4

②延滞・事故先への支援

- ▶ 延滞・事故先については、金融機関に対し延べ966回の状況確認を行い、初動段階での正常化に向けた調整に取り組みました。また、改善が見込まれる中小企業・小規模事業者に対しては、経営安定化支援事業の活用を提案し、経営改善に向けた取り組みを支援しました。

③抜本的な事業再生支援の取組

- ▶ 栃木県中小企業再生支援協議会が主催する債権者会議（43回）に出席するとともに、同協議会との情報交換会（12月）の開催や定例的な情報交換を実施するなど、さらなる連携の強化及び支援目線の共有化に努めました。
- ▶ 金融機関や栃木県中小企業再生支援協議会、株式会社地域活性化支援機構と連携し、「求償権消滅保証」及び「求償権DDS」を活用した2企業の抜本的な事業再生支援に取り組みました。また、「第二会社方式」及び「不等価譲渡スキーム」を活用した2企業の再生計画に同意するなど、地域の雇用維持・確保に寄与しました。

3) 事業承継支援の推進

①関係機関と連携した事業承継支援

- ▶ 中小企業基盤整備機構及び栃木県事業引継ぎ支援センターから講師を招き、職員向け事業承継セミナー（7月）を開催し、事業承継支援に関する知識やノウハウの習得に努めました。

- ▶ 経営安定化支援事業（事業承継サポート事業）を活用し、3企業に対し事業承継計画の策定支援を行いました。
- ▶ 後継者向けの事業承継セミナー（11月、受講者35名）を開催し、後継者に対し経営や事業承継に関する知識の習得機会を提供しました。また、事業承継に関する専門家や同じ悩みを抱える後継者との情報交換を通して、課題の明確化や不安の解消を支援するなど、円滑な事業承継を後押ししました。

② 事業承継時における資金調達支援

- ▶ 持ち株会社が事業会社の株式を集約化する際の資金調達支援を行うための「事業承継サポート保証」を創設しました。（4月）
- ▶ 中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継を促し、地域経済の活性化に資することを目的とし、一定の保証を利用して事業承継にかかる資金を調達する際の保証料率を基準料率から20%割引引く「事業承継促進保証料率割引制度」の取扱いを開始しました。（3月）
- ▶ 「特定経営承継関連保証」により、後継者の株式取得にかかる資金調達支援（1件6,750千円）を行いました。保証利用にあたっては、事前に金融機関と情報共有を行うなど、スムーズな対応に努めました。

③ 円滑な撤退支援

- ▶ 事業譲渡や経営者交代等による事業継続が見込めず、自主的な廃業を選択する中小企業・小規模事業者に対し、撤退に必要な資金調達支援を行うことを目的とした「自主廃業支援保証」を創設しました。（4月）

4) 関係機関との連携

① 関係機関との連携による経営支援

- ▶ 中小企業・小規模事業者の抱える多様な経営課題に応じた効果的な経営支援を実施するため、栃木県産業振興センター（1月）や栃木県よろず支援拠点（1月）、関東信越税理士会栃木県支部連合会（9月）との情報交換会を実施するなど、関係機関との連携を強化しました。
- ▶ T K C関東信越会と「中小企業・小規模事業者の持続的成長支援に関する覚書」を締結（6月）し、中小企業・小規模事業者の経営の安定化および経営基盤の強化に向け連携の強化を図りました。

② 「外部専門家等活用支援事業」の推進

- ▶ 中小企業診断士の派遣を通じた経営支援の実施により、中小企業の抱える経営課題の解決をサポートする「外部専門家等活用支援事業」の利用推進に努めました。また、同事業の業務委託先である栃木県中小企業診断士会との情報交換会（6月、12月）を開催し、企業支援に関する情報交換や支援目線の共有化を図るなど、より効果的な経営支援の実施に取り組みました。
- ▶ 「中小企業診断士による経営相談会」を毎月1回開催し、中小企業の抱える多様な経営課題の解決に向け、きめ細かな対応に努めました。

○相談実績 13企業

③ 「とちぎ中小企業支援ネットワーク会議」の開催

- ▶ 国、県、金融機関、支援機関等の31機関で構成する「とちぎ中小企業支援ネットワーク」の事務局としてネットワーク会議（8月、2月）を開催しました。中小企業施策や支援事例に関する情報共有、意見交換を行い、支援に対する目線合わせを行うとともに、地域全体の経営支援スキルの向上に努めました。この取組を通じ、各機関の支援目線の共有化を図ったことで、当協会の経営・再生支援の円滑な実施に繋がりました。

④ 「経営改善計画策定費用補助事業」の活用促進

- ▶ 中小企業者の経営改善計画策定に係る取組を後押しするとともに、計画策定に係る費用負担の軽減を図るため、国の「認定経営革新等支援機関による経営改善計画策定支援事業」に呼応した当協会の「経営改善計画策定費用補助事業」を推進しました。その結果、計画策定が完了した15企業に対し、費用補助を行いました。

(3) 回収部門

回収業務については、物的担保や第三者保証人を徴求していない求償権の増加等、厳しい回収環境にある中、初動管理の徹底や回収業務の効率化に努めるとともに、管理事務を強化し、回収の最大化に努めました。

また、求償権先の事業継続支援、事業再生支援及び生活再建支援に努めるなど、再チャレンジへの取組強化を図りました。

1) 効率的な管理・回収及び回収の最大化

① 初動管理の徹底

- ▶ 期中管理部門との連携により、代位弁済予定先の資産状況等を事前に把握し、状況に応じて「求償権の事前行使」を効果的に活用しました。
- ▶ 入金手段の多様化に対応するため、コンビニ振替や口座自動振替の利用を促進し、利便性の向上に努めました。

○コンビニ振替による回収実績	72百万円
○口座振替による回収実績	11百万円
- ▶ 新規代位弁済先については、債務者及び保証人との面談を実施し、速やかな実態把握に努め、実情に見合った回収方針を決定することで回収の早期着手に取り組みました。既存先については、個々の状況を考慮し、適宜回収方針の見直しを行うなど、効率的な回収に取り組みました。

② 回収業務の効率化

- ▶ 回収見込みのない求償権については、管理事務停止及び求償権整理を適正に実施しました。

○管理事務停止	59億54百万円
○求償権整理	76億 2百万円
- ▶ 保証協会債権回収株式会社栃木営業所（以下「サービサー」という。）への回収委託については、業務面・コスト面等において優位性が薄れており、回収業務の効率化を図る観点から、平成30年10月より新規委託を取りやめるとともに、令和元年度末を以てサービサーを休止することとしました。

2) 再チャレンジ支援の推進

① 事業継続支援の取組

- ▶ 事業を継続しており、返済について誠意が見られる先に対しては、状況に応じて分割返済や任意処分等の調整に努めるなど、事業継続に配慮した回収に取り組みました。

② 事業再生支援の取組

- ▶ 事業再生の可能性が認められる2企業について、「求償権消滅保証」及び「求償権DDS」を活用した再生支援に取り組みました。

③ 経営者保証に関するガイドラインに基づく債務整理の実施

- ▶ 早期の事業再生や連帯保証人の再チャレンジを支援するため、「経営者保証に関するガイドライン」に基づく債務整理の申し出に対しては、経済合理性や計画等の内容を精査するなど適切に対応しました。

○経営者保証ガイドラインを用いた特定調停による免除実績 1先13,040千円

④ 一部弁済による保証債務免除の適正な実施

- ▶ 返済を継続している保証人の生活再建を支援するとともに、回収の最大化を図るため、経済合理性があると判断される場合については、一部弁済による保証債務免除を適正に実施しました。

○「一部弁済による保証債務免除」を活用した回収実績 20先8,250千円

(4) その他間接部門

公的保証機関としての責任や社会的役割を認識し、組織全体のコンプライアンス態勢のさらなる強化に努めるとともに、経営の効率化や人材育成に努め、内部管理体制の充実を図りました。

また、各種保証制度や当協会の取組事項等について、タイムリーな情報発信に努めるとともに、地方創生や地域社会への一層の貢献を果たすための取組を実施するなど、地域に根差した信頼される組織づくりに努めました。

1) 内部管理体制の充実

① コンプライアンス態勢の維持・強化

- ▶ コンプライアンス統括部署の中立性を確保し、より一層の体制強化を図るため、コンプライアンス推進室を創設しました。（平成31年4月設置）
- ▶ 平成30年度コンプライアンスプログラムを策定し、プログラムに基づいた取組を実施しました。
- ▶ コンプライアンス委員会を年4回（4月、8月、10月、2月）開催し、法令順守の状況確認を行うとともに、事件・事故等の情報共有や再発防止策について協議を行うなど、コンプライアンス態勢の維持・強化に努めました。
- ▶ 外部講師を招いての研修会やコンプライアンス内部研修会（7月、11月、2月）等の各種研修を通じ、事務リスクへの対応など協会が直面する課題への意識付けを行うとともに、さらなるコンプライアンス意識の向上を図りました。

＜外部講師による研修会＞

- ・「事務ミス防止の考え方とミス防止のための仕組み等」（7月、職員41名参加）
- ・「リスクの予防と評価、予防策と発生時の対応等」（7月、職員45名参加）
- ・「民法改正について」（11月、職員39名参加）
- ・「暴力団の情勢及び不当要求防止対策について」（2月、職員87名参加）
- ▶ 各課長による課員への個別ヒアリング（4月、10月、12月）を実施し、課員の業務執行状況の把握に努めたことで、より適切な指導を行うことができました。
- ▶ 個人データ取扱状況の点検（8月、1月）及び監査（10月、2月）を実施するとともに、個人情報の取り扱いに関する内部研修会（7月、2月）を実施し、個人情報の重要性に対する意識の向上を図りました。

② 反社会的勢力等への対応

- ▶ 「反社会的勢力排除に係る取扱要綱」を制定し、反社会的勢力に対する対応方針を職員全体で再確認しました。また、新聞報道等により収集した反社会的勢力に関する情報を協会内部のデータベースに蓄積し、内部で共有化するなど、反社会的勢力の徹底的な排除に取り組みました。

③ リスク（システムリスク、信用リスク等）への対応

- ▶ ネットワークシステム管理運用規程に基づき、情報漏洩やシステム障害などの防止に向けた情報セキュリティ対策の厳格な対応に努めました。
- ▶ 保証協会システムセンター株式会社やシステム運用協議会等との情報交換により一層の連携強化を図るとともに、老朽化した統計サーバや業務用端末等の更改作業を実施するなど、システムの安定稼働に努めました。

- ▶ 適切な与信判断及び保証制度の運用に努めるとともに、CRD保証料率区分別の保証利用状況について、毎月実施する部課長会議にて情報共有を図り、信用リスクの適切な管理に努めました。
 - ▶ 資金運用面においては、資金運用会議を毎月2回実施し、効率的な資金運用に努めるとともに、安全性及び効率性を考慮し、債券銘柄や預金の預け先金融機関の分散を図ることで市場リスクの低減を図りました。
 - ▶ 非常用持出品及び備蓄品の管理や安否確認システムの操作訓練（10月、11月）などを実施し、職員の防災意識の向上に努めるとともに、災害が発生した際に一定水準の業務の継続が可能となるよう事業継続計画（BCP）等の見直しを行うなど、災害時の危機リスクへの対応を図りました。
 - ▶ 書類保管サービスを行う民間企業と文書保管契約を締結し、保証稟議書等の外部倉庫への寄託を開始したことで、書類の紛失リスクや書類管理にかかる業務負荷の軽減を図りました。また、経年劣化が進む永久保存文書については、マイクロフィルム化を進め、分散保管を実施することで、毀損リスクの低減に努めました。
- ④ 事業計画の執行管理の徹底及び経営の透明性向上
- ▶ 検査室に専任の室長を配置し、内部検査体制の充実を図るとともに、監事監査や内部検査を継続的に実施し、業務執行に係る監督を強化しました。
 - ▶ 平成30年度経営計画については、内部説明会（5月）の実施や協会内グループウェアへの掲載等により内部周知を図るとともに、計画の達成状況について、毎月実施する部課長会議にて確認を行うなど進捗管理を徹底しました。
 - ▶ 業務実績やコンプライアンスの取組など、平成29年度経営計画の実施状況について自己評価を行うとともに、第三者で構成される外部評価委員会（6月）を開催し委員による評価を受けました。
 - ▶ 外部評価委員による意見等を踏まえた平成29年度経営計画の評価について、ディスクロージャー誌やホームページ等で公表を行いました。また、月次統計や年度の業務実績についても、ホームページや月報誌への掲載をはじめ、マスコミへの公表を行うなど、適時適切な情報開示に努めました。
- 2) 職員資質の向上及び組織の活性化
- ① スキル・ノウハウの向上
- ▶ 保証審査の実務経験や中小企業診断士との協働など、日常業務を通じて知識やスキルを習得できる機会を設け、より実践的な人材育成に努めました。
 - ▶ 若手職員による業務報告会を開催し、若手職員が未経験の業務についての知識を習得するための機会をつくとともに、自身の担当業務を説明するための資料作成や発表を通してプレゼンテーション能力の養成を図りました。
 - ▶ 保証関連の合同会議（2回）を開催し、保証実務の平準化及び情報の共有化を図るとともに、創業モニタリングの調査結果や早期事故事例のフィードバックを行うなど、部門間の連携にも努めました。
- ② 関係機関による研修会の実施
- ▶ 研修計画に基づき、全国信用保証協会連合会主催の研修をはじめとする各種研修に延べ53名の職員を派遣するとともに、同連合会へ職員1名を出向させるなど、職員資質の向上に努めました。また、通信教育講座の受講や同連合会の信用調査検定の受検を奨励し、職員の自己研鑽を後押ししました。
- 通信教育講座 受講者14名
 - 信用調査検定 受検者 6名

- ▶ 全国信用保証協会連合会から講師を招き、「信用保証協会を取り巻く諸情勢」及び「信用保証業務における電子化について」をテーマとした研修会（3月）を実施し、信用保証協会を取り巻く状況等についての認識を深めました。

③ 職場環境の整備・業務の改善

- ▶ 業務運営への参加意欲を喚起するとともに、事務の改善等に関する創意工夫を励行する提案制度を推奨しました。その結果、職員から20件の提案が寄せられ、業務の改善に資する提案（4件）については努力賞に選定し、うち3件が実施に繋がりました。
- ▶ 旅費システムを導入し、出張旅費にかかる旅費計算の正確性及び透明性を確保するとともに、経理事務の負担軽減を図りました。

④ ワークライフバランスの推進・働き方改革への対応

- ▶ ノー残業デー（週1回）や育児休暇の導入、看護休暇の対象年齢拡大など、働き方改革やワークライフバランスを推進する職場環境の整備に努めるとともに、男女がともに活躍できる職場づくりに取り組みました。
- ▶ 「金融機関女性担当者会議」（11月、参加者：12金融機関 38名）を開催し、金融機関女性担当者と当協会女性担当者との相互間のネットワークの構築を図るとともに、女性担当者同士の情報交換を行う場を提供し、女性の活躍を後押ししました。

3) 積極的な情報発信

① 効果的な広報活動

- ▶ ホームページを有効活用し、タイムリーな情報掲載及び関係機関の情報掲載など、利便性の向上や情報発信力の強化に努めました。（更新回数406回）
- ▶ 「ものづくり企業展示・商談会（12月）」、「めぶき食の商談会（1月）」、「めぶきFGものづくり企業フォーラム（2月）」へブースを出展し、保証制度や当協会の取組等について周知を図りました。
- ▶ 商工団体等の会報を活用し、保証制度や当協会の取組について積極的に周知を図りました。（掲載回数77回）
- ▶ 新たな広報手段の一つとして、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の導入について、プロジェクトチームを発足し、検討を進めました。その結果、匿名性が低く、ビジネス面での利用も多い「facebook」の導入を決定し、11月より公式ページの運用を開始しました。

② 保証利用先への情報発信

- ▶ 企業訪問時には、各種保証制度や経営安定化支援事業などの協会の取組事項にかかるリーフレットを配布するなど、保証利用先に対する情報提供にも積極的に取り組みました。

4) 地方創生・地域社会への貢献

① 地域経済の活性化

- ▶ 創業予定者を対象としたセミナー（11月、受講者24名）を開催し、創業計画の策定、資金調達などの基本的知識の習得をサポートするとともに、商工団体等が主催する創業者向けセミナーへの講師派遣（上期6回、下期13回）を行うなど、創業者の掘り起こしに努め、地域経済の発展への貢献を図りました。
- ▶ 創業事例集「TCG vol.1」を発刊し、創業希望者に対して情報発信を行うことで、創業機運の醸成に努めました。
- ▶ 後継者向けの事業承継セミナー（11月、受講者35名）を開催し、地域の経済や雇用の重要な担い手である中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継を後押ししました。

② 地方公共団体との連携強化

- ▶ 地方公共団体との事務打ち合わせ会議や担当者ベースでの情報交換を実施し、制度融資の創設や既存制度の改正等について協議を行うなど、制度融資の利便性向上に努めるとともに、連携強化を図りました。

③ 「企業等の森づくり推進事業」への参加及び地域活性化イベント等への協賛

- ▶ 栃木県及び益子町と締結した「森づくりに関する協定書」に基づいて、「ギャランベリーの森」（益子町・益子県立自然公園内）の森林整備活動を実施するなど、地域社会への貢献に取り組みました。
- ▶ 栃木県内の市・町が実施する各種イベントへの協賛を通じ、地方活性化に向けた取組を後押ししました。

3. 事業計画について

県内景気の緩やかな回復に加え、金融機関と連携したミドルリスク層への支援等が増えたこともあり、保証承諾は14,734件（前年比100.1%）、1,340億48百万円（同108.3%）となり、件数、金額ともに7期ぶりに前年を上回りました。計画額対比でも107.2%と計画を上回る実績となりました。

保証債務残高は、前年度末から164億円減少し3,100億84百万円（前年比95.0%）となりました。しかし、保証承諾の増加、償還額の減少により減少幅は小幅となり、計画額対比では103.0%と計画値を上回りました。件数については4,749件減少し50,419件（同91.4%）となりました。

代位弁済は、各種経営支援の実施等に努めたものの、件数772件（前年比101.3%）、金額55億94百万円（同99.4%）と概ね前年並みとなりました。なお、計画額対比では111.9%となりました。

回収は、物的担保や第三者保証人を徴求していない求償権の増加等、厳しい回収環境のなか、初動管理の徹底や効率化等により回収の最大化に努めた結果、13億65百万円（前年比88.6%）となりました。前年を下回ったものの、計画額対比では101.1%となりました。

4. 収支計画について

年度経営計画に基づく保証業務の適正な執行と経営効率化の徹底により、収支差額は5億39百万円を計上しました。この収支差額については、定款に基づき、収支差額変動準備金に2億69百万円を繰り入れ、差額の2億69百万円を基本財産に繰り入れました。

5. 財務計画について

基本財産のうち、基金は期中での変動はなく期末で48億68百万円でした。

基金準備金は収支差額のうち2億69百万円を繰り入れた結果、期末では254億52百万円となりました。その結果、基本財産総額は303億20百万円となりました。

■外部評価委員会の意見等 (平成30年度経営計画の評価)

【保証部門】

- 企業の経営実態や資金ニーズに応じた適切な資金繰り支援を行うとともに、借換保証や条件変更について柔軟な対応を行うなど、中小企業・小規模事業者の資金繰りの円滑化に寄与しているものと評価します。
- 創業予定者等に対する金融機関紹介の開始や各種セミナーの開催など、中小企業・小規模事業者に対する支援施策が拡充しており、以前より遥かに取り組みが進んでいることが窺えます。
- 事業承継支援や創業支援については、今後の地方経済を支える重要な施策であり、これまで以上に積極的な取組を期待しています。

【期中管理・経営支援部門】

- 経営支援については、経営支援室を経営支援部へ変更するなど、経営支援体制の強化を図るとともに、外部専門家を活用した経営改善支援や再生スキームを活用した抜本的な事業再生支援に積極的に取り組んでおり、評価できます。金融緩和が継続されている状況下において、民間金融機関と連携し条件変更先の経営改善をより一層、進めていただきたい。
- TKC関東信越会と「中小企業・小規模事業者の持続的成長支援に関する覚書」を締結するなど、関係機関との連携を強化している点は評価できます。

【回収部門】

- 管理事務停止及び求償権整理の適正な実施を行うとともに、保証協会債権回収株式会社栃木営業所の休止を決定するなど、回収の効率化に取り組んでいることが窺えます。
- 「求償権消滅保証」や「一部弁済による保証債務免除」等の実施により、求償権先の事業再生や連帯保証人の生活再建に取り組んでいる点は評価できます。

【コンプライアンス・その他】

- コンプライアンスについては、コンプライアンス推進室の設置や検査室に専任の室長を配置するなど、ここ数年間で態勢が強化されており評価できます。これからも形式に流されず、風通しのよい職場体質の構築に努めていただきたい。
- 働き方改革の推進や職員のワークライフバランスの実現に対しても、適切に対応していることが窺え、評価できます。
- 内部留保の蓄積は進んでいますが、収支については平成24年度をピークに減少基調にあり、今後も同様の状況が想定されます。今後も引き続き効率的な経営に努めていただきたい。
- 今後は、「ガバナンス・コード」の考え方も少しずつ取り入れていくとともに、協会の業務が「SDGs」にどのように役立っているのかといった意識を高めていくことも必要だと考えます。

決算

財産目録 (平成31年3月31日現在)

(単位：千円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	478	責 任 準 備 金	1,873,430
預 け 金	15,029,153	求 償 権 償 却 準 備 金	721,015
金 銭 信 託	0	退 職 給 与 引 当 金	533,720
有 価 証 券	35,195,376	損 失 補 償 金	0
そ の 他 有 価 証 券	5,371	保 証 債 務	310,084,137
動 産 ・ 不 動 産	200,017	求 償 権 補 て ん 金	0
損 失 補 償 金 見 返	0	借 入 金	0
保 証 債 務 見 返	310,084,137	雑 勘 定	6,087,022
求 償 権	2,156,965		
譲 受 債 権	0		
雑 勘 定	1,036,003		
合 計	363,707,500	合 計	319,299,323
		正 味 財 産	44,408,177

貸借対照表 (平成31年3月31日現在)

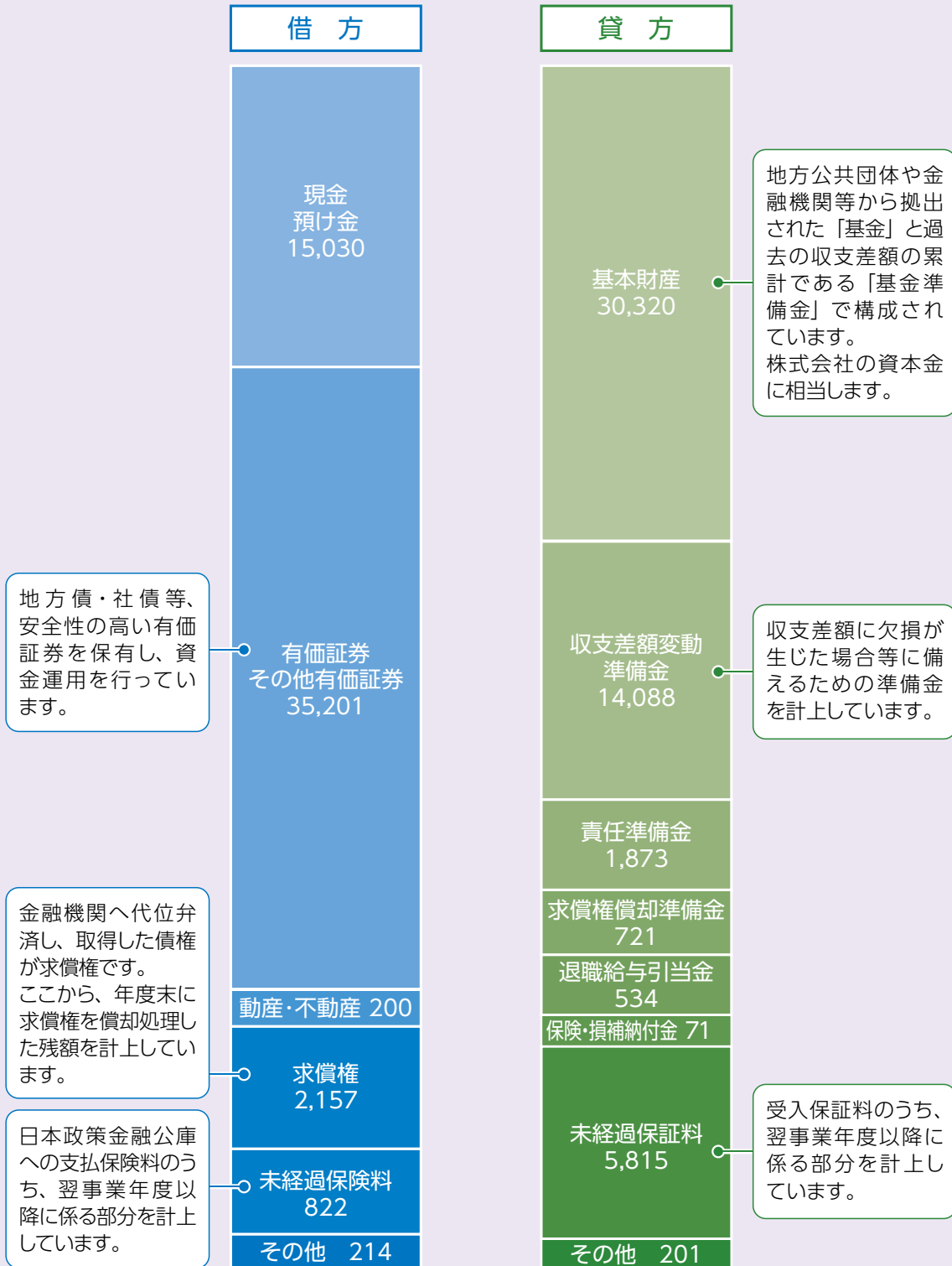
(単位：千円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	478	基 本 財 産	30,319,992
現 金	478	基 金	4,867,756
小 切 手	0	基 金 準 備 金	25,452,236
預 け 金	15,029,153	制 度 改 革 促 進 基 金	0
当 座 預 金	0	収 支 差 額 変 動 準 備 金	14,088,184
普 通 預 金	611,893	責 任 準 備 金	1,873,430
通 知 預 金	0	求 償 権 償 却 準 備 金	721,015
定 期 預 金	14,400,000	退 職 給 与 引 当 金	533,720
郵 便 貯 金	17,261	損 失 補 償 金	0
金 銭 信 託	0	保 証 債 務	310,084,137
有 価 証 券	35,195,376	求 償 権 補 て ん 金	0
国 債	0	保 険 金	0
地 方 債	11,694,898	損 失 補 償 補 て ん 金	0
社 債	23,496,478	借 入 金	0
株 式	4,000	長 期 借 入 金	0
受 益 証 券	0	〔 うち日本政策 〕	0
そ の 他 有 価 証 券	5,371	〔 金融公庫分 〕	0
新 株 予 約 権	0	短 期 借 入 金	0
再 生 フ ァ ン ド 出 資	5,371	〔 うち日本政策 〕	0
取 支 差 額 変 動 準 備 金 造 成 資 金		〔 金融公庫分 〕	0
動 産 ・ 不 動 産	200,017	雑 勘 定	6,087,022
事 業 用 不 動 産	164,974	仮 受 金	186,992
事 業 用 動 産	35,043	保 険 納 付 金	64,572
所 有 動 産 ・ 不 動 産	0	損 失 補 償 納 付 金	6,000
損 失 補 償 金 見 返	0	未 経 過 保 証 料	5,815,437
保 証 債 務 見 返	310,084,137	未 払 保 険 料	2,788
求 償 権	2,156,965	未 払 費 用	11,232
譲 受 債 権	0		
雑 勘 定	1,036,003		
仮 払 金	14,502		
保 証 金	0		
厚 生 基 金	137,211		
連 合 会 勘 定	828		
未 収 利 息	60,990		
未 経 過 保 険 料	822,472		
合 計	363,707,500	合 計	363,707,500

図解

貸借対照表

(単位：百万円)



※保証債務見返（借方）・保証債務（貸方）310,084百万円については、
備忘勘定で借方・貸方同額のため、図から除いています。

収支計算書（平成30年4月1日～平成31年3月31日）

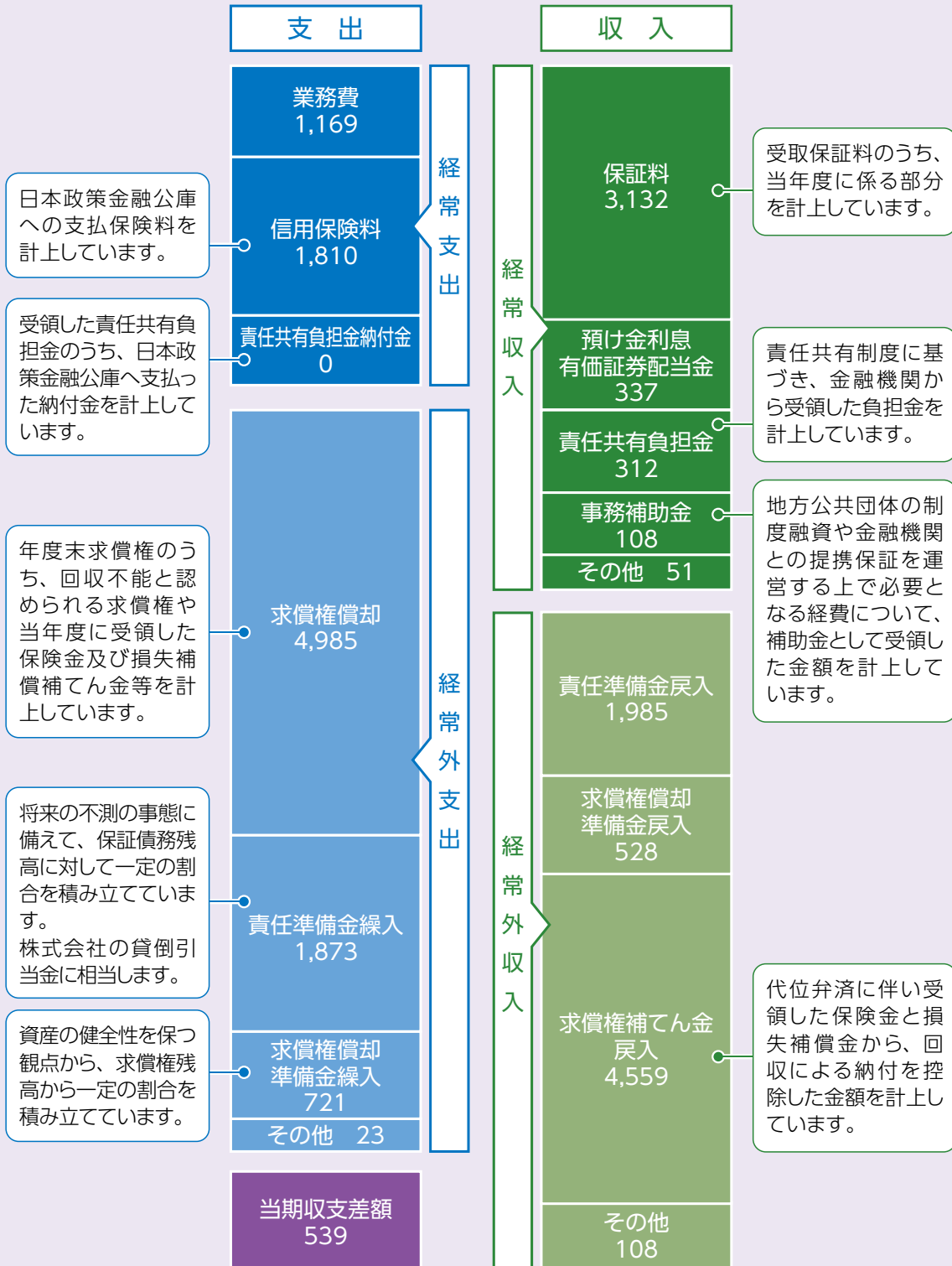
（単位：千円）

科 目		金 額
経	常 収 入	3,940,420
	保 証 料	3,132,092
	預 け 金 利 息	32,267
	有 価 証 券 利 息 配 当 金	305,155
	調 査 料	0
	延 滞 保 証 料	0
	損 害 金	28,864
	事 務 補 助 金	107,959
	責 任 共 有 負 担 金	312,195
	雑 収 入	21,889
経	常 支 出	2,979,133
	業 務 費	1,169,298
	役 職 員 給 与	584,800
	退 職 給 与 引 当 金 繰 入	43,218
	そ の 他 人 件 費	139,773
	旅 費	2,837
	事 務 費	144,346
	賃 借 料	14,253
	動 産 ・ 不 動 産 償 却	16,482
	信 用 調 査 費	7,568
	債 権 管 理 費	86,305
	指 導 普 及 費	33,589
	負 担 金	96,127
	借 入 金 利 息	0
	信 用 保 険 料	1,809,835
	責 任 共 有 負 担 金 納 付 金	0
	雑 支 出	0
経	常 収 支 差 額	961,287
経	常 外 収 入	7,179,145
	償 却 求 償 権 回 収 金	106,361
	責 任 準 備 金 戻 入	1,984,535
	求 償 権 償 却 準 備 金 戻 入	528,058
	求 償 権 補 て ん 金 戻 入	4,558,997
	保 険 金	4,180,850
	損 失 補 償 補 て ん 金	378,147
	補 助 金	0
	そ の 他 収 入	1,193
経	常 外 支 出	7,601,887
	求 償 権 償 却	4,984,890
	讓 受 債 権 償 却	0
	有 価 証 券 償 却	0
	雑 勘 定 償 却	14,301
	退 職 金	5,446
	責 任 準 備 金 繰 入	1,873,430
	求 償 権 償 却 準 備 金 繰 入	721,015
	そ の 他 支 出	2,806
経	常 外 収 支 差 額	-422,743
	制 度 改 革 促 進 基 金 取 崩 額	0
	収 支 差 額 変 動 準 備 金 取 崩 額	0
	当 期 収 支 差 額	538,544
	収 支 差 額 変 動 準 備 金 繰 入 額	269,272
	基 本 財 産 繰 入 額	
	又 は	269,272
	基 本 財 産 取 崩 額	

図解

収支計算書

(単位：百万円)



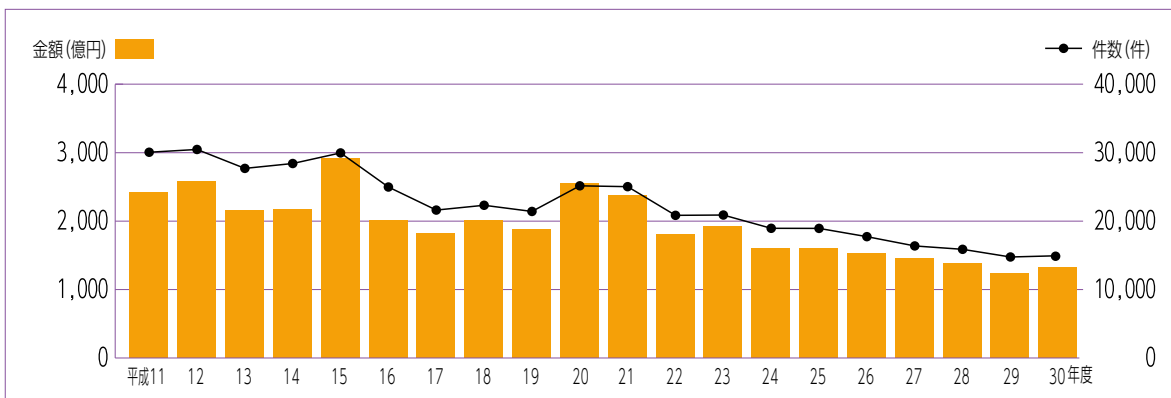
信用保証の実績

1. 主要業務数値の推移

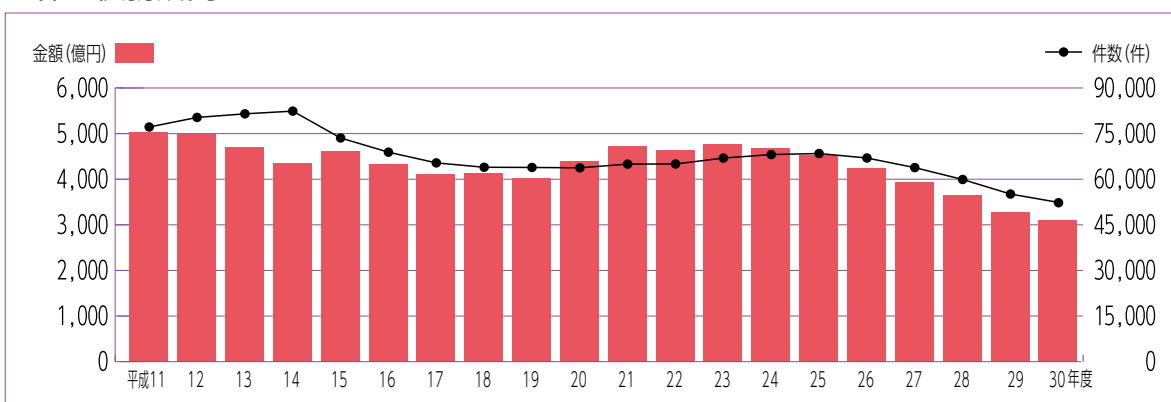
(単位：件、百万円)

	保証承諾		保証債務残高		代位弁済		回収
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	金額
平成11年度	30,033	241,447	77,218	503,422	793	5,592	1,909
12	30,439	257,704	80,366	498,371	1,017	7,752	2,085
13	27,672	216,188	81,548	470,784	1,428	10,751	1,837
14	28,385	216,624	82,442	434,649	1,885	12,678	2,509
15	29,934	291,581	73,609	461,553	1,639	9,412	2,670
16	24,948	200,526	68,935	433,203	1,778	12,376	2,993
17	21,577	181,436	65,415	411,097	1,313	10,080	2,987
18	22,279	201,369	63,977	413,505	1,211	8,899	2,870
19	21,378	188,095	63,910	402,467	1,377	10,499	2,471
20	25,124	254,628	63,794	440,223	1,971	14,746	1,579
21	25,001	238,172	65,011	472,747	1,699	12,138	1,736
22	20,808	180,339	65,058	464,669	1,404	11,107	1,932
23	20,853	192,044	67,004	476,745	1,127	10,044	1,823
24	18,912	160,563	68,155	467,766	963	6,978	1,794
25	18,900	159,905	68,494	451,720	992	7,171	1,611
26	17,691	152,507	67,019	425,217	1,097	8,350	1,867
27	16,335	145,194	63,864	393,091	981	6,467	1,380
28	15,840	137,923	59,951	365,031	847	4,965	1,419
29	14,719	123,719	55,168	326,484	762	5,626	1,540
30	14,734	134,048	50,419	310,084	772	5,594	1,365

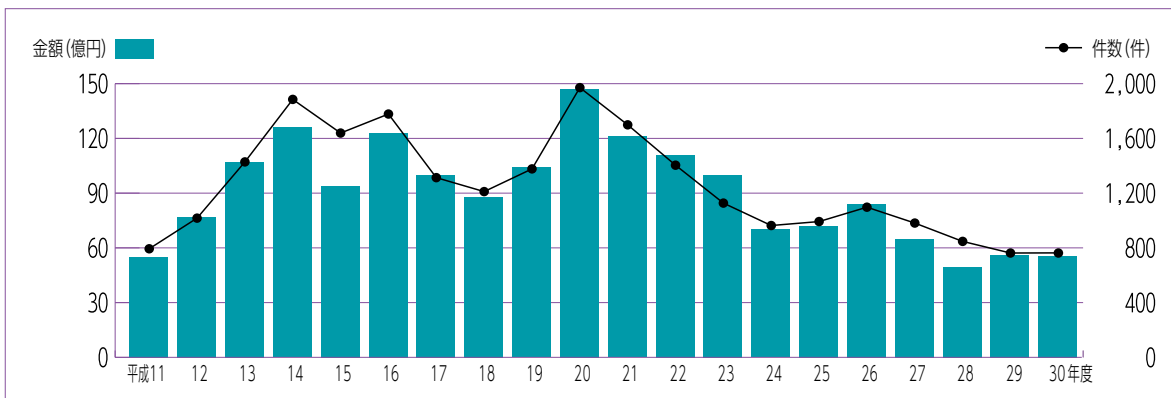
保証承諾



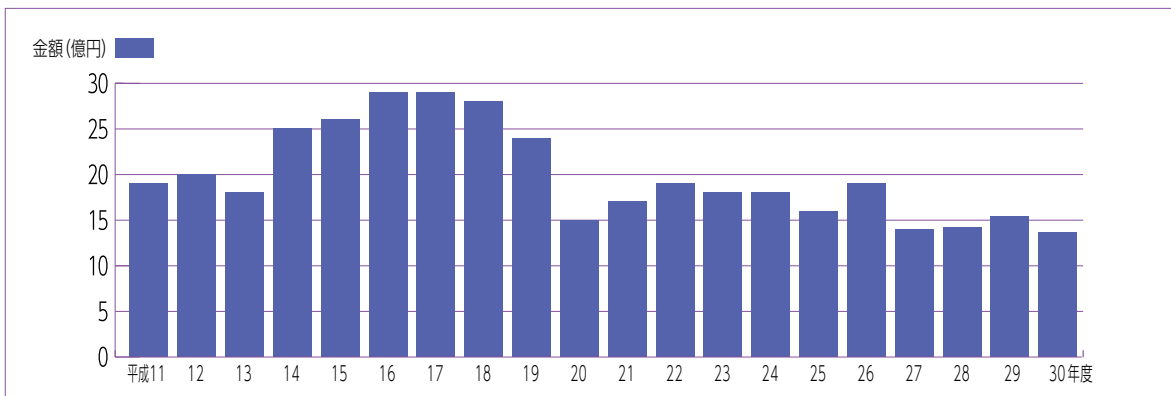
保証債務残高



代位弁済



回収



2. 本支所別

(単位：件、百万円、%)

	保証承諾				保証債務残高				代位弁済			
	件数	金額	構成比	前年比	件数	金額	構成比	前年比	件数	金額	構成比	前年比
本 所	12,567	112,787	84.1	106.9	42,987	259,501	83.7	94.2	654	4,614	82.5	97.7
足利支所	2,167	21,261	15.9	116.5	7,432	50,583	16.3	99.0	118	980	17.5	108.6
合 計	14,734	134,048	100.0	108.3	50,419	310,084	100.0	95.0	772	5,594	100.0	99.4

3. 資金使途別

(単位：件、百万円、%)

	保証承諾				保証債務残高				代位弁済			
	件数	金額	構成比	前年比	件数	金額	構成比	前年比	件数	金額	構成比	前年比
運 転	12,392	113,801	84.9	106.2	42,133	254,096	81.9	93.4	718	5,251	93.9	103.1
設 備	1,202	8,625	6.4	93.3	6,280	38,693	12.5	94.6	46	261	4.7	60.1
運転・設備	1,140	11,622	8.7	158.5	2,006	17,294	5.6	126.5	8	82	1.5	80.8
合 計	14,734	134,048	100.0	108.3	50,419	310,084	100.0	95.0	772	5,594	100.0	99.4

4. 制度別 (主な制度)

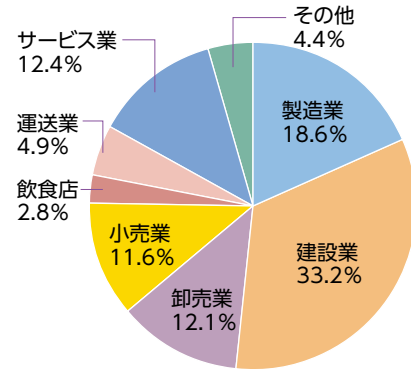
(単位：件、百万円、%)

	保証承諾			保証債務残高			代位弁済		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
一 般 保 証	4,720	60,102	119.2	9,654	106,554	105.6	158	1,392	107.6
制 度 保 証	10,014	73,946	100.9	40,765	203,530	90.2	614	4,202	97.0
県 制 度	2,099	12,889	81.3	12,304	53,322	78.5	246	1,429	83.5
市 町 村 制 度	5,273	25,929	91.7	20,326	59,899	91.5	174	645	119.2
金融機関提携保証	541	10,609	98.6	1,399	22,487	94.2	42	515	96.8
小口零細企業保証	409	1,319	199.0	706	1,611	145.5	11	30	103.0
中小企業特定社債保証	28	1,456	77.8	198	8,132	92.2	-	-	-
当座貸越根保証	329	7,419	184.1	476	9,932	141.2	2	50	105.9
事業者カードローン根保証	732	3,677	136.7	1,174	5,532	115.0	-	-	-
ハーモニーサポート保証	162	2,642	80.1	423	6,628	105.7	8	94	283.7
健康・働き方応援保証“はつらつ”	15	297	205.4	14	306	520.9	-	-	-
会計力向上応援保証	128	2,692	-	102	2,323	-	1	10	-
東日本大震災復興緊急保証	50	1,176	48.8	2,816	19,547	70.6	61	595	85.8
セーフティネット保証	12	124	15.0	5,856	32,022	69.4	233	2,010	89.3
創業関係保証	350	1,356	101.0	1,548	3,559	102.5	48	131	139.6
経営改善サポート保証 (事業再生計画実施関連保証)	76	1,296	57.4	342	5,668	101.9	7	211	170.0
経営力強化保証	23	575	124.4	100	1,845	108.7	2	12	25.8
合 計	14,734	134,048	108.3	50,419	310,084	95.0	772	5,594	99.4

5. 業種別

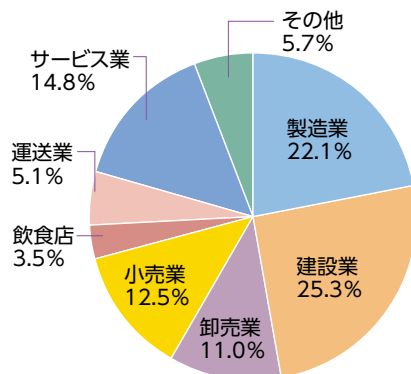
■保証承諾 (単位：件、百万円、%)

	件数	金額	構成比	前年比
製造業	2,436	24,878	18.6	109.2
建設業	4,959	44,493	33.2	108.2
卸売業	1,391	16,237	12.1	114.0
小売業	1,954	15,485	11.6	100.1
飲食店	698	3,692	2.8	108.3
運送業	561	6,546	4.9	108.6
サービス業	2,151	16,646	12.4	107.1
その他	584	6,071	4.4	118.2
合計	14,734	134,048	100.0	108.3



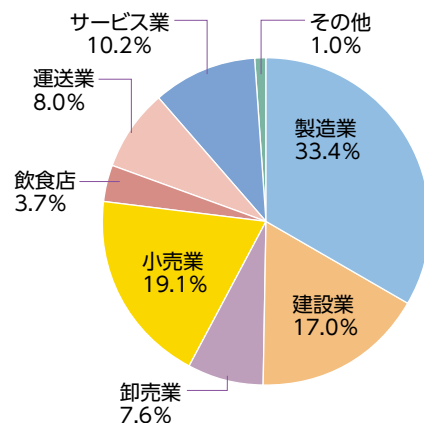
■保証債務残高 (単位：件、百万円、%)

	件数	金額	構成比	前年比
製造業	9,525	68,378	22.1	92.0
建設業	13,457	78,371	25.3	96.1
卸売業	4,406	34,035	11.0	95.8
小売業	7,143	38,899	12.5	93.3
飲食店	3,230	10,843	3.5	96.3
運送業	2,030	15,885	5.1	94.0
サービス業	8,134	45,830	14.8	97.3
その他	2,494	17,843	5.7	98.7
合計	50,419	310,084	100.0	95.0



■代位弁済 (単位：件、百万円、%)

	件数	金額	構成比	前年比
製造業	160	1,869	33.4	157.5
建設業	196	953	17.0	80.1
卸売業	68	423	7.6	94.1
小売業	142	1,067	19.1	84.7
飲食店	53	207	3.7	61.0
運送業	44	449	8.0	871.5
サービス業	102	572	10.2	56.9
その他	7	54	1.0	37.0
合計	772	5,594	100.0	99.4

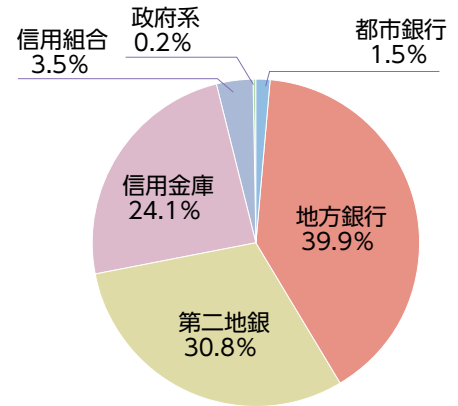


6. 金融機関群別

■保証承諾

(単位：件、百万円、%)

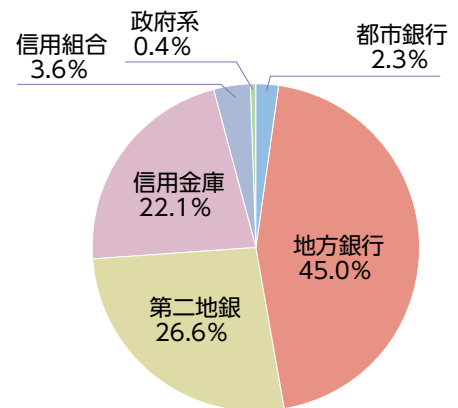
	件数	金額	構成比	前年比
都市銀行	67	2,028	1.5	91.4
地方銀行	4,122	53,448	39.9	112.3
第二地銀	5,276	41,326	30.8	106.7
信用金庫	4,547	32,280	24.1	106.1
信用組合	707	4,712	3.5	113.3
政府系	15	254	0.2	45.6
合計	14,734	134,048	100.0	108.3



■保証債務残高

(単位：件、百万円、%)

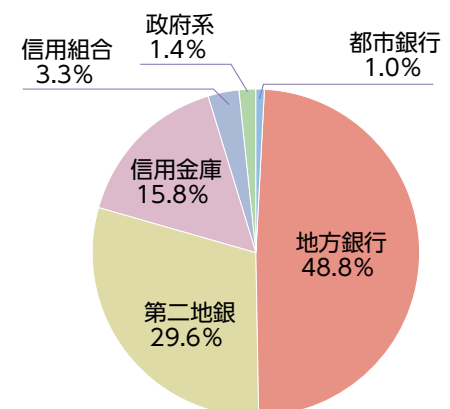
	件数	金額	構成比	前年比
都市銀行	455	7,033	2.3	88.6
地方銀行	16,979	139,620	45.0	94.0
第二地銀	17,229	82,432	26.6	93.1
信用金庫	13,057	68,523	22.1	99.9
信用組合	2,589	11,129	3.6	99.5
政府系	110	1,347	0.4	82.3
合計	50,419	310,084	100.0	95.0



■代位弁済

(単位：件、百万円、%)

	件数	金額	構成比	前年比
都市銀行	7	58	1.0	57.5
地方銀行	306	2,731	48.8	101.1
第二地銀	243	1,655	29.6	118.1
信用金庫	167	884	15.8	67.1
信用組合	45	187	3.3	178.9
政府系	4	80	1.4	2,871.1
合計	772	5,594	100.0	99.4



7. 市町別

(単位：件、百万円、%)

	保証承諾			保証債務残高			代位弁済		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
宇都宮市	4,052	35,511	108.8	13,156	77,256	92.3	236	1,862	139.7
足利市	1,145	10,815	119.6	4,097	27,256	99.4	76	691	125.6
栃木市	1,133	11,866	117.1	3,661	24,682	96.8	76	417	115.2
佐野市	971	9,074	104.6	3,196	21,230	96.2	37	275	82.2
鹿沼市	938	7,853	103.7	2,982	17,660	98.5	11	87	82.5
日光市	673	5,846	118.3	2,337	13,853	94.4	19	58	86.6
小山市	971	10,446	105.6	3,722	25,731	95.4	99	913	100.9
真岡市	437	3,420	96.1	1,743	8,475	93.2	14	47	87.2
大田原市	645	7,082	124.5	2,142	14,364	98.1	34	306	67.4
矢板市	212	1,639	81.1	767	3,838	91.1	5	21	-
那須塩原市	974	8,349	102.5	3,467	21,437	92.9	82	380	61.7
さくら市	275	2,222	77.4	909	6,320	89.8	13	37	54.2
那須烏山市	210	1,282	115.4	750	3,529	93.2	-	-	-
下野市	360	2,951	134.5	1,087	5,697	103.0	10	52	303.0
《市計》	12,996	118,355	109.1	44,016	271,327	95.0	712	5,145	105.3
上三川町	150	1,236	95.8	521	2,720	92.1	6	6	10.1
益子町	177	938	85.9	750	2,964	89.8	3	19	67.3
茂木町	103	624	93.6	450	1,844	91.0	5	54	-
市貝町	74	682	110.6	294	1,777	100.1	1	1	22.6
芳賀町	83	526	103.5	385	1,686	91.6	3	2	3.1
壬生町	267	3,075	119.1	926	5,864	98.0	10	82	288.4
野木町	121	921	90.4	369	1,872	98.4	-	-	-
塩谷町	103	731	156.8	198	997	92.2	1	5	-
高根沢町	159	1,152	82.6	563	3,016	93.0	2	4	5.2
那須町	239	1,824	80.7	983	5,569	89.3	10	19	15.4
那珂川町	113	727	119.4	398	1,559	98.7	-	-	-
《町計》	1,589	12,438	99.5	5,837	29,869	93.6	41	192	44.7
《県外》	149	3,255	119.9	566	8,888	99.3	19	256	82.0
合計	14,734	134,048	108.3	50,419	310,084	95.0	772	5,594	99.4

8. 保証利用度の推移

	平成26年度末	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末
県内中小企業者数	65,262	63,516	63,516	63,516	60,058
利用企業数	24,702	24,146	23,381	22,378	21,192
保証利用度	37.9%	38.0%	36.8%	35.2%	35.3%

※県内中小企業者数は、中小企業白書の付属統計資料に基づいています。

9. 経営者保証に関するガイドラインの活用実績

当協会では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、平成30年4月から経営者保証に依存しない取組を行っています。

■保証利用における活用 (単位：件、%)

	件数、割合
①信用保証を承諾した件数（法人・個人を含む）	14,734
②無保証人で信用保証を承諾した件数（法人・個人を含む）	3,144
信用保証を承諾した件数のうち無保証人の割合（②÷①）	21.3

■期中における活用 (単位：件)

	件数
③既存の保証付き融資について、保証人の保証契約を解除した件数	3

■事業承継（代表者交代時）における活用 (単位：件、%)

	件数
④旧代表者の経営者保証を解除せず、新代表者の経営者保証を付さなかった件数	503
⑤旧代表者の経営者保証を解除し、かつ、新代表者の経営者保証を付さなかった件数	3
⑥旧代表者の経営者保証を解除する一方、新代表者の経営者保証を追加した件数	179
⑦旧代表者の経営者保証を解除せず、かつ、新代表者の経営者保証を追加した件数	34
合計(④+⑤+⑥+⑦)	719

■再生支援・管理回収における活用 (単位：件)

	件数
⑧「経営者保証に関するガイドライン」により保証債務整理を成立させた件数	7

10. 経営安定化支援事業の取組実績

当協会と中小企業診断士が連携し、中小企業・小規模事業者のみなさまに対して経営診断、計画策定支援、金融支援に加え、その後のフォローアップ支援を行っています。

■創業サポート

	企業数
創業計画策定企業	10
創業フォローアップ企業	17
創業支援の完了企業	24

■経営改善サポート

	企業数
経営診断の実施企業	85
経営改善計画等の策定企業 着手	101
経営改善計画等の策定企業 完了	78
返済正常化の企業	26
フォローアップの実施企業	7

■生産性向上サポート

	企業数
経営診断の実施企業	8
経営改善計画等の策定企業 着手	4
経営改善計画等の策定企業 完了	4
返済正常化の企業	3

■事業承継サポート

	企業数
経営診断の実施企業	4
経営改善計画等の策定企業 着手	3
経営改善計画等の策定企業 完了	3
返済正常化の企業	2

※企業数には、前年度からの継続利用先も含まれます。

第5次中期事業計画（平成30年度～令和2年度）

1. 業務環境

(1) 栃木県の景気動向

栃木県の景気は、緩やかに回復しつつあります。個人消費は、百貨店・スーパー販売額が前年を上回るなど、緩やかに回復しつつあります。生産活動は、輸送機械や電気機械で弱さがみられることなどから、持ち直しに向けたテンポが緩やかになっています。雇用情勢は、有効求人倍率が堅調に推移しており、新規求人数が増加しているなど、改善しています。

先行きについては、海外経済の景気の下振れや為替・原油価格の動向など、地域経済に影響を与える要因に注意する必要があるものの、各種政策の効果や雇用・所得環境の更なる改善により、地域経済が着実な景気回復に向かうことが期待されます。

また、栃木県においては、平成30年4月から6月にかけてJRグループと県が協働で取り組む大型観光企画「本物の出会い 栃木」デスティネーションキャンペーンが実施されるほか、令和4年（2022年）には、「とちぎ国体」の開催や「LRT（次世代型路面電車）」の開業が予定されているなど、これらのイベントや事業を通じた栃木県経済への波及効果が期待されます。

(2) 中小企業を取り巻く環境

日本経済は、各種政策の効果もあって、緩やかな改善傾向が続いており、企業収益は過去最高水準となり、設備投資の増加や企業倒産の減少がみられるなど、中小企業・小規模事業者を取り巻く状況も改善傾向にあります。

一方で、改善の度合いは企業の規模や業種、地域等によってばらつきがあることに加え、とりわけ中小企業・小規模事業者においては、売上・生産性の伸び悩み、設備の老朽化、経営者の高齢化・後継者難、人手不足等の多様な経営課題を抱えており、依然として厳しい経営環境に直面しています。

県内の企業倒産件数（平成29年1～12月）をみると、2年連続で減少しているものの、負債総額1億円未満及び従業員5名未満がともに約7割を占めるなど、小規模事業者の倒産が目立っており、今後も経営改善が進んでいない返済緩和先をはじめ、企業体力の乏しい小規模事業者の倒産の発生が懸念されます。また、倒産件数を大幅に上回る水準で推移している休廃業・解散のうち、70代以上の高齢経営者の割合が増加しており、後継者難を理由とした休廃業・解散による雇用や技術等の喪失が懸念されます。

金融情勢については、各金融機関とも積極的な融資姿勢にあり、超低金利の金融環境下において、金融機関間の競争が激化しています。

2. 業務運営方針

栃木県信用保証協会は、信用保証による中小企業金融の円滑化を通じて、多様で活力のある中小企業の成長と繁栄をサポートし、地域経済の活性化に貢献するため、平成30年度から令和2年度までの3か年における業務運営の基本方針を「金融支援と経営支援の一体的取組の更なる推進による地方創生への貢献」と定め、平成30年度からスタートする「中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律」の施行による新たな信用保証制度が、真に中小企業・小規模事業者の発展を支えるものとなるよう適切に対応していきます。

具体的には、地方創生の実現に必要な不可欠な中小企業・小規模事業者の経営改善・生産性向上を

促進するため、多様な資金需要に一層きめ細かく対応するとともに、金融機関をはじめとする関係機関との連携を一層強化し、企業のライフステージに応じた経営支援に積極的に取り組みます。

また、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえた適切な運用を実施するなど、再チャレンジ支援に積極的に取り組みます。

さらに、コンプライアンス態勢の一層の強化やリスク管理の徹底、人材の育成等に努めることにより、地域から信頼される信用保証協会を目指します。

この基本方針に基づき、以下の主要項目に積極的に取り組むこととします。

(1) 多様な資金需要へのきめ細かな対応

地域の経済・雇用を支える中小企業・小規模事業者の資金繰りの円滑化をサポートするため、企業に寄り添った親身な相談業務に取り組みるとともに、ライフステージの様々な局面で必要とする多様な資金需要に対して、企業の実情に応じたきめ細かな対応に努めます。

- ① 事業の内容や持続・成長可能性を十分に踏まえ、迅速かつ企業の実情に応じた柔軟な資金繰り支援に取り組みるとともに、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、適切に対応します。
- ② 企業の実情に即した最適な保証制度の提案に努めるとともに、新たな商品の開発に取り組みることにより、多様化する中小企業の資金ニーズに対応します。
- ③ 新たな雇用の担い手である創業者や地域の担い手である小規模事業者の成長・持続的発展を支えるため、資力の乏しい創業者や経営基盤が脆弱な小規模事業者が円滑に資金調達できるよう積極的かつきめ細かな支援に取り組みます。
- ④ 生産性向上を促進するため、国・地方公共団体の施策とも呼応し、設備投資や働き方改革などの取組を後押しします。
- ⑤ 借換保証の積極的な推進や条件変更への柔軟な対応により、企業の実情に応じた適切な資金繰り支援に取り組みます。
- ⑥ 自然災害の発生や外部環境の急激な変化の影響を受け、経営の安定に支障が生じている企業に対しては、迅速かつ弾力的な資金繰り支援を行うなど、セーフティネットとしての機能を最大限発揮します。

(2) 金融機関との連携による経営改善・生産性向上支援の推進

企業の実情に応じて柔軟に保証付き融資とプロパー融資を組み合わせるなど、金融機関との連携・協調による資金繰り支援を一層推進するとともに、融資実行後も金融機関と連携した期中管理・経営支援に取り組みることにより、中小企業・小規模事業者の経営改善・生産性向上を促進します。

(3) 企業のライフステージに応じた経営支援の推進

企業が抱える様々な経営課題の解決に向けて、関係機関との連携をより一層強化し、創業、成長・発展、経営改善・事業再生、事業承継など、企業がライフステージの様々な局面で必要とする適時適切な支援を実施します。とりわけ、返済緩和先への経営改善支援は喫緊の課題であり、経営の安定と返済の正常化に向けた支援に積極的に取り組みます。

【創業】

創業保証等の積極的な推進による金融支援に加え、創業前の相談から創業計画の策定支援、開業後のフォローアップまで一貫した支援を実施することで、事業の安定と成長をサポートします。

【成長・発展】

ビジネスフェアへの出展等による販路拡大支援に取り組みるとともに、必要に応じて外部専門家を活用し、設備投資や新事業展開に資する経営計画等の策定支援に取り組みることにより、企業の更なる成長・発展を後押しします。

【経営改善・事業再生】

モニタリングや金融機関との連携により企業の経営実態を的確に把握し、それぞれの経営課題に応じた最適かつ効果的な支援策の提案・実施に努めます。特に、経営基盤が脆弱な小規模事業者に対しては、その持続的発展を支えるため、企業に寄り添った一層きめ細かな対応に努めます。また、高止まりしている返済緩和先に対しては、条件変更への柔軟な対応により継続的な資金繰り支援を行うとともに、外部専門家の活用による経営改善計画策定支援や金融調整、経営支援型保証制度の活用等により、返済の正常化を図ります。

事業再生の局面においては、企業の実情に応じたきめ細かな支援を実施するとともに、金融機関や栃木県中小企業再生支援協議会等と連携を図りながら、抜本的な再生支援に取り組みます。

【事業承継】

事業承継を一層促進するため、栃木県事業引継ぎ支援センターや外部専門家等と連携して、円滑な事業承継に向けた支援に取り組むとともに、事業承継時の円滑な資金調達を支援します。

なお、事業譲渡や経営者交代等による事業継続が見込めず、自主的に廃業を選択する場合には、円滑な撤退に向けた支援を実施します。

(4) 求償権の効率的な管理・回収及び再チャレンジ支援の推進

担保や第三者保証人の無い求償権の累増及び法的整理案件の増加等により求償権の回収環境が厳しくなる中、回収の最大化を図るためには初動の徹底が重要であることから、これまで以上に初動管理を徹底し、効率性を重視しながら回収の最大化に努めます。

また、代位弁済後も事業を継続している企業への再生支援に積極的に取り組むとともに、誠実に返済を継続している保証人の再チャレンジ支援等にも取り組むなど、個々の実情をよりきめ細かくフォローし、それらに応じた柔軟な対応に努めます。

(5) 信頼される組織づくり

公的機関としての信頼を確立するため、コンプライアンス態勢の一層の強化を図るとともに、反社会的勢力等の徹底的な排除に努めます。また、経営の透明性・効率性を確保することはもとより、リスク管理の徹底や人材の育成等に努めることにより、経営基盤の強化を図ります。

さらに、県や市町、関係機関等との連携により、地域の課題に対応した商品の開発や創業チャレンジを促すための取組等を通じて、地方創生への一層の貢献を果たしていきます。

(6) 企業に向けた積極的な情報発信

創業者や小規模事業者をはじめ金融・経営支援を必要としている企業に対して、経営改善や生産性向上等に資する保証制度や創業・経営支援の取組等の情報を積極的に発信することにより、県内における信用保証の更なる浸透を図り、タイムリーな支援に繋がります。

3. 主要業務数値の見通し

平成30年度から令和2年度の主要業務数値（計画）は、以下のとおりです。

（単位：億円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	金額	金額	金額
保証承諾	1,250	1,300	1,300
保証債務残高	3,010	2,850	2,730
代位弁済	50	45	40
回収	13.5	13.0	12.5

令和元年度（2019年度）経営計画

1. 業務環境

(1) 栃木県の景気動向

栃木県の景気は、緩やかに回復しつつあります。個人消費は、百貨店・スーパー販売額が前年を下回っているものの、乗用車販売が前年を上回るなど、緩やかに回復しつつあります。生産活動は、一部業種によっては若干上昇がみられるものの、全体としては横ばいの状況にあります。雇用情勢は、有効求人倍率が堅調に推移しているなど、改善しています。

先行きについては、海外経済の景気の下振れや為替・原油価格の動向など、地域経済に影響を与える要因に注意する必要があるものの、各種政策の効果や雇用・所得環境の更なる改善により、地域経済が着実な景気回復に向かうことが期待されます。

また、栃木県においては、2022年に「第77回国民体育大会～いちご一会とちぎ国体～」の開催や「LRT（次世代型路面電車）」の開業が予定されており、これらのイベントや事業を通じた栃木県経済への波及効果が期待されます。

(2) 中小企業を取り巻く環境

日本経済は、各種政策の効果もあって、緩やかに回復しており、中小企業・小規模事業者を取り巻く状況も改善傾向にありますが、中国経済の減速や2019年10月に予定されている消費税の引き上げ等の懸念材料もあります。

また、改善の度合いは企業の規模や業種、地域等によってばらつきがあることに加え、とりわけ中小企業・小規模事業者においては景気回復の実感に乏しく、売上・生産性の伸び悩み、人手不足、経営者の高齢化・後継者難等の多様な経営課題を抱えており、依然として厳しい経営環境に直面しています。

県内の企業倒産件数（2018年1～12月）をみると、3年連続で減少しているものの、負債総額1億円未満及び従業員5名未満がともに約7割を占めるなど、小規模事業者の倒産が目立っており、今後も経営改善が進んでいない返済緩和先をはじめ企業体力の乏しい小規模事業者の倒産が懸念されます。また、倒産件数を大幅に上回る水準で推移している休廃業・解散のうち、70代以上の高齢経営者の割合が増加しており、後継者難を理由とした休廃業・解散による雇用や技術・ノウハウの喪失が懸念されます。

金融情勢については、各金融機関とも積極的な融資姿勢にありますが、超低金利の金融環境下での金融機関間の競争激化に伴い、地域における金融仲介機能への影響が懸念されます。

2. 業務運営方針

このような状況下、当協会は、多様な経営課題を抱え厳しい経営環境に直面している中小企業・小規模事業者の成長・発展をサポートし、地域経済の活性化に貢献するため、金融支援と経営支援の一体的な取組の更なる推進を図ります。また、平成30年4月からスタートした新たな信用保証制度が、真に中小企業・小規模事業者の発展を支えるものとなるよう適切に対応します。

以上を踏まえ、令和元年度は以下の基本方針に基づき業務運営を行っていきます。

- ① 中小企業・小規模事業者の多様な資金需要に一層きめ細かく対応するとともに、金融機関との適切なリスク分担を通じた企業の経営改善・生産性向上に向けた取組を推進します。特に新たな雇用の担い手である創業者や地域経済の重要な担い手である小規模事業者の成長・持続的発展に資する支援に積極的に取り組みます。
- ② 中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題の解決に向けて、金融機関をはじめとする関係機関との連携を一層強化し、中小企業・小規模事業者のライフステージに応じたきめ細かな経営支援に積極的に取り組みます。

- ③ 回収業務については、初動管理を徹底し、効率性を重視しながら回収の最大化に努めるとともに、代位弁済後も事業を継続している企業や誠実に返済を継続している保証人の再チャレンジ支援等に積極的に取り組むなど、個々の実情に応じ柔軟に対応します。
- ④ 公的機関としての信頼を確立するため、コンプライアンス態勢の一層の強化及び反社会的勢力等の徹底的な排除に努めるとともに、リスク管理の徹底や人材の育成等に努めることにより、経営基盤の強化を図ります。また、関係機関と連携した取組を通じて、地方創生や地域社会への一層の貢献を果たします。
- ⑤ 創業者や小規模事業者をはじめ金融・経営支援を必要としている企業に対するタイムリーな支援を実施するため、経営改善や生産性向上等に資する保証制度や創業・経営支援の取組等の情報を積極的に発信します。

(1) ニーズに即した資金繰り支援

- ① 資金需要に対し迅速な保証に努めるとともに、現地調査の実施等により経営実態や特性等を的確に把握することで、企業の実情に応じたきめ細かな資金繰り支援に取り組みます。
- ② 調達コストが抑えられる地方公共団体制度をはじめとする各種保証制度を効果的に活用した資金繰り支援に努めるとともに、創立70周年を記念した保証制度等の新たな保証制度の創設や既存制度の見直しを行います。
- ③ 国や地方公共団体の施策とも呼応し、企業の健康経営や働き方改革を後押しする「健康・働き方応援保証“はつらつ”」を推進するとともに、設備資金や新事業展開にかかる保証について保証料率の割引を実施するなど、企業の生産性向上や成長・発展に向けた取組を支援します。
- ④ 借換保証の積極的な推進や返済緩和等の条件変更への柔軟な対応により、企業の実情に応じた適切な資金繰り支援に取り組みます。
- ⑤ 農業と商工業を兼業する企業の資金調達を支援するため、地方公共団体と連携を図り「農業ビジネス保証制度」の創設に取り組みます。

(2) 小規模事業者の成長・持続的発展に向けた支援

- ① 小規模事業者に対しては、「小口零細企業保証」や調達コストが抑えられる地方公共団体制度等を活用した効果的な資金繰り支援に取り組みます。
- ② 常設窓口での相談対応や経営相談会に加え、認定支援機関等と連携した経営支援により経営課題の解決をサポートし、小規模事業者の事業の成長と持続的発展を支援します。
- ③ 地域経済における事業・雇用の新たな担い手であるNPO法人に対し、適切かつきめ細かな支援に取り組みます。

(3) 金融機関との連携強化

- ① 企業の実情に応じて柔軟に保証付き融資とプロパー融資を組み合わせるなど、金融機関との連携・協調による資金繰り支援を一層推進することで、中小企業の経営改善・生産性向上を促進します。
- ② 金融機関と日常的に対話を行うことに加え、金融機関勉強会への積極的な参加や金融機関支店長との意見交換・情報交換会を開催するなど、連携体制の構築に努めます。

(4) 経営者保証を不要とする取扱いへの適切な対応

- ① 「財務要件型無保証人保証」をはじめとする経営者保証を不要とする取扱いについて周知を行うことで、経営者保証に頼らない融資の定着を図ります。
- ② 金融機関の支援状況や中小企業・小規模事業者の実情等を踏まえ、資金調達時や期中時、事業承継時における経営者保証の取扱いについて適切かつ柔軟に対応します。

(5) 相談業務の充実

- ① 関係機関との連携をより一層強化し、企業がライフステージの様々な局面で直面する経営課題の解決に努めます。
- ② 資金繰りに関する相談窓口の充実を図り、資金調達に不安を抱える企業等からの相談に対応するとともに、必要に応じて金融機関を紹介するなど丁寧に対応します。

(6) 創業者支援の推進

- ① 創業に関する相談業務を充実し、創業時の金融相談や計画策定のアドバイス等のきめ細かな支援に取り組みます。また、必要に応じて中小企業診断士を活用した創業計画の策定支援に取り組みます。
- ② 国や地方公共団体制度を活用し、創業時の資金調達を積極的に支援するとともに関係機関との連携による支援や保証料の割引措置を講じている「創業等連携サポート制度」の利用促進を図ります。
- ③ 創業保証利用先へのモニタリングを実施し、必要に応じて中小企業診断士の派遣を通じたフォローアップに取り組むとともに、ラジオや月報誌への出演・掲載機会の提供や創業保証利用先を対象としたセミナーを開催することで、創業後の事業の安定と成長をサポートします。

(7) 生産性向上・販路拡大支援の取組強化

- ① 生産性向上を目指す先については、中小企業診断士の派遣を通じた経営指導や経営力向上計画等の経営計画策定支援に取り組みます。
- ② 販路拡大を目指す先については、当協会が共催するビジネスフェア等によるマッチングや関係機関が主催するビジネスフェア等への出展支援の強化を図ります。

(8) 経営・再生支援の推進

- ① 経営改善が見込まれる返済緩和先等については、金融機関と連携を図りつつ、中小企業診断士の派遣を通じた経営診断や経営改善計画策定支援、経営サポート会議を活用した金融調整及び金融支援に加え、その後のフォローアップに至るまで経営の安定に向けた支援に積極的に取り組みます。また、返済の正常化にあたっては、経営支援型保証制度を活用した資金繰り支援に取り組み、継続的な経営支援を実施します。さらに、より効果的な経営支援を実施するため、経営支援の効果検証に必要なデータ等の蓄積について検討を行います。
- ② 延滞・事故先や経営改善が困難な先については、金融機関との連携により業況をきめ細かくフォローし、条件変更を活用した継続的な資金繰り支援を実施するとともに、企業の実情に応じた各種支援策を講じながら事業継続に向けた支援に取り組みます。
- ③ 事業再生が見込める先については、金融機関や栃木県中小企業再生支援協議会等と連携を図りながら、「求償権消滅保証」、「DD S」、「不等価譲渡」等を活用した抜本的な事業再生支援も含め、企業の実情に応じきめ細かく対応します。

(9) 事業承継支援の推進

- ① 円滑な事業承継を促進するため、栃木県事業引継ぎ支援センターをはじめとする関係機関との連携を一層強化するとともに、経営者・後継者を対象としたセミナーを開催します。
- ② 事業承継時における資金需要に対しては、「経営承継準備関連保証」、「特定経営承継準備関連保証」、「経営承継関連保証」、「特定経営承継関連保証」、「事業承継サポート保証」を活用し、円滑な資金調達を支援します。また、同制度に係る保証料率の割引を実施し企業の事業承継に向けた取組を後押しします。
- ③ 事業譲渡や経営者交代等による事業継続が見込めず自主的に廃業を選択した先については、「自主廃業支援保証」を活用し、円滑な撤退に向けた支援に努めます。

(10) 関係機関との連携

- ① 事務局として「とちぎ中小企業支援ネットワーク会議」を開催し、情報の共有化等により地域全体の経営支援のスキル向上に努めるとともに、関係機関との連携強化を図ります。
- ② 栃木県中小企業診断士会と提携した「外部専門家等活用支援事業」を積極的に推進し、中小企業診断士の派遣による指導・助言や経営相談会の開催等により、企業の経営課題にきめ細かく対応します。
- ③ 関係機関との情報交換を密にするとともに、「とちぎ地域企業応援ネットワーク」への参加を通じ、各機関が実施する支援施策の活用を図ることで、企業の抱える多様な経営課題に応じた効果的な経営支援に取り組みます。
- ④ 「認定経営革新等支援機関による経営改善計画策定支援事業」を利用した企業への費用補助を行うことで、企業の経営改善に向けた取組を後押しします。

(11) 効率的な管理・回収及び回収の最大化

- ① 保証協会債権回収株式会社栃木営業所を含めた組織体制の見直しを図り、回収の効率化・最大化を進めます。
- ② 「求償権の事前行使」の効果的な活用や代位弁済後の速やかな回収方針の決定に努めるなど、初動管理を徹底するとともに、既存先の実態把握に努め適宜回収方針の見直しを行います。
- ③ 回収見込みのない求償権については、適正に管理事務停止及び求償権整理を実施することで回収業務の効率化を図ります。

(12) 再チャレンジ支援の推進

- ① 返済について誠意が見られ、事業を継続している求償権先や保証人については、分割返済や任意処分等の調整に努めるなど、事業継続に繋がる回収に取り組みます。
- ② 誠実に返済を継続しており、事業再生の可能性が認められる求償権先については求償権消滅保証を活用した金融取引の正常化を促進するなど、事業再生に向けた支援に取り組みます。
- ③ 「経営者保証に関するガイドライン」に則った債務整理の申し出に対して適切に対応します。
- ④ 返済を継続している保証人については、一部弁済による保証債務の免除を実施するなど、個々の状況を踏まえ、適切かつ柔軟に対応します。

(13) 内部管理体制の充実

- ① コンプライアンス統括部署としてコンプライアンス推進室を新たに設置します。また、コンプライアンスプログラムを計画的に実施し、コンプライアンス委員会や監査等によるフォローアップを実施することで、コンプライアンス態勢の強化を図ります。
- ② 反社会的勢力等に対しては、関係機関との連携や外部機関から収集した情報を基にデータベースを充実させ有効活用を図るとともに、反社会的勢力排除に係る取扱要綱を遵守し徹底的な排除に取り組みます。
- ③ システムリスクに対しては、情報セキュリティ対策の厳格な対応に努めるとともに、保証協会システムセンター株式会社等との連携を強化し、システムの安定的な運用に取り組みます。また、災害発生等による危機リスクに対しては、事業継続計画（BCP）の適切な維持管理に努めるとともに、定期的な研修や訓練を実施します。
- ④ 適切な業務運営を確保するため、事業計画についての内部周知及び執行管理を徹底するとともに、内部監査・検査による監督強化を図ります。また、業務実績やコンプライアンスについて外部評価委員による評価を受けるなど、経営の透明性を高めます。

(14) 職員資質の向上及び組織の活性化

- ① 保証業務を通じた実務経験に加え、研修や支援機関主催の各種セミナー等への参加を通して、事業の持続・成長可能性を評価できる人材の育成に努めます。また関係機関との情報交換や外部専門家との協働を通じ、創業や各種経営支援に関するスキル・ノウハウの向上を図ります。
- ② 中小企業診断士等の資格取得や通信教育講座の受講を奨励するとともに、各種研修への参加や各部署におけるOJTの実施により、職員の一層のレベルアップを図ります。
- ③ 職場環境の整備及び業務の改善に向けて職員から広く提案を求めることにより、業務運営への参加意欲を高めるとともに、業務の改善に関する創意工夫を奨励します。
- ④ 2019年4月より施行される働き方改革関連法に適切に対応し、ワーク・ライフ・バランスを推進する職場環境の整備に努めるとともに、職員のキャリア開発を推進し、男女がともに活躍できる職場づくりに取り組みます。

(15) 積極的な情報発信

- ① ホームページの適時適切な内容の更新・充実を図るとともに、新聞等のマスメディア、SNS (Facebook)、金融機関の店頭モニターを活用するなど効果的な広報活動を展開します。
- ② 創立70周年に係る広報活動を通じ、当協会の認知度向上、信用補完制度の周知及び理解促進に努めます。
- ③ 経営改善や生産性向上等に資する保証制度や創業・経営支援の取組等について、保証利用先に対し広く周知を図るため、企業訪問時における情報提供に積極的に取り組みます。

(16) 地方創生・地域社会への貢献

- ① 創業予定者を対象としたセミナーの開催、市町が実施する創業支援事業との連携、関係機関が主催する創業塾や学生向けの創業講座等への講師派遣を通じて創業機運の醸成を図ります。
- ② 地方公共団体との連携をより一層強化し、制度融資の創設や既存制度の改善等について協議を進めることにより、地域課題の解決等に努めます。
- ③ 地域社会への貢献として、森づくり事業「ギャランベリーの森」を継続実施するとともに、県内市町等が地域活性化のために実施するイベント等へ協賛します。
- ④ 創立70周年を記念する事業の一環として、地域社会への貢献に繋がる事業に取り組みます。

3. 主要業務数値の見通し

令和元年度の主要業務数値（計画）は、以下のとおりです。

（単位：億円、%）

項目	金額	前年度実績比
保証承諾	1,350	100.7
保証債務残高	3,000	96.7
代位弁済	48	85.8
回収	14	102.6

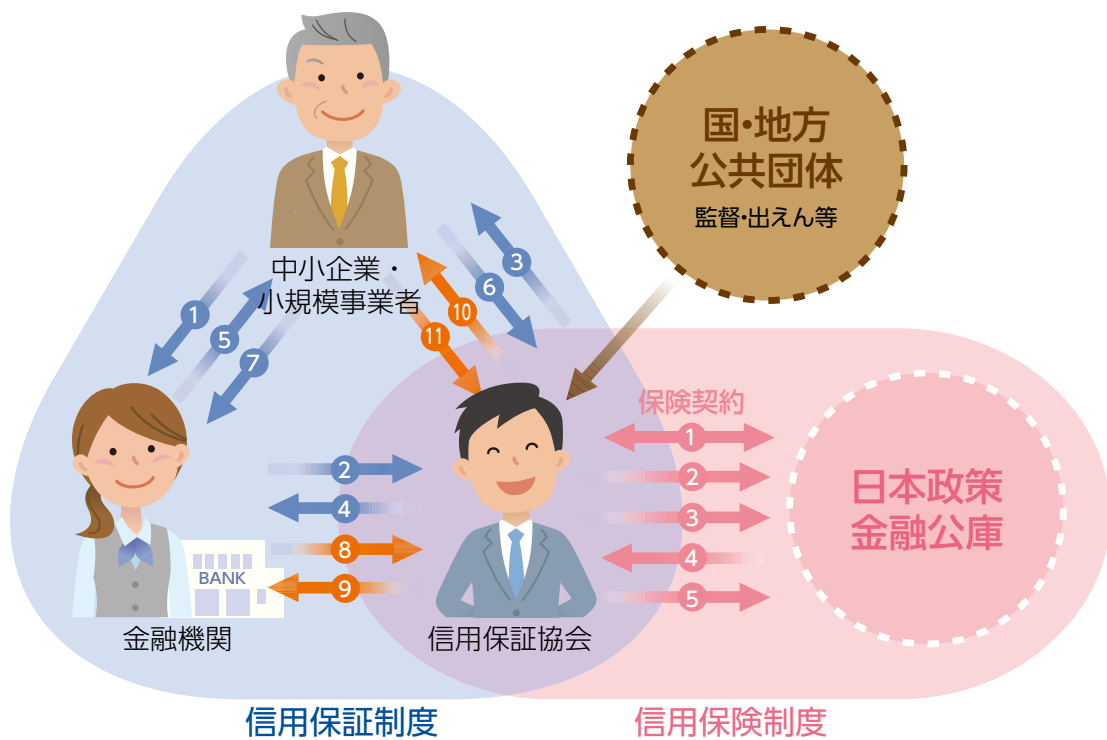
信用保証業務

信用補完制度のしくみ

信用補完制度は、「信用保証制度」と「信用保険制度」から成り立っています。

「信用保証制度」は、中小企業・小規模事業者、金融機関、信用保証協会の三者が基本的な当事者で、中小企業・小規模事業者が金融機関から事業資金を借り入れる際に信用保証協会が公的な保証人となることで資金調達を容易にし、中小企業・小規模事業者の資金繰りを円滑にすることを目的としています。

「信用保険制度」は、日本政策金融公庫、信用保証協会の二者が基本的な当事者で、信用保証協会の信用保証業務に伴うリスクを保険によってカバーし、「信用保証制度」の機能が十分に発揮されることを目的としています。



信用保証制度

- ① 中小企業・小規模事業者は金融機関に信用保証付借入を申込みます。
 - ② 金融機関は中小企業・小規模事業者の調査及び審査を行います。その結果、信用保証付融資が適当と判断したときは、信用保証協会に信用保証の依頼をします。
 - ③ 信用保証協会は中小企業・小規模事業者の信用調査を行います。
 - ④ 信用保証協会は信用調査の結果、信用保証が適当と判断したときは、金融機関に対し信用保証書を交付します。
 - ⑤ 金融機関は信用保証書に基づいて中小企業・小規模事業者に融資を行います。
 - ⑥ 中小企業・小規模事業者は信用保証協会に所定の信用保証料を支払います。なお、支払いは金融機関経由となります。
 - ⑦ 中小企業・小規模事業者は借入条件に従って借入金を返済します。
- 〈事故（借入金の返済不履行など）の場合〉
- ⑧ 中小企業・小規模事業者が何らかの事情により借入金の返済が出来ないなどの事態に陥ったときは、金融機関と信用保証協会とで調整を進めます。両者で協議の上、金融機関は代位弁済の請求をします。
 - ⑨ 信用保証協会は代位弁済の請求に基づき金融機関に代位弁済を行います。
 - ⑩ 信用保証協会は代位弁済によって中小企業・小規模事業者に対する求償権（債権）を取得します。
 - ⑪ 中小企業・小規模事業者は信用保証協会に対し求償債務を弁済します。

信用保険制度

- ① 信用保証協会が信用保証書を発行し、金融機関から中小企業・小規模事業者に対して融資が実行されると、原則として中小企業・小規模事業者の資格、融資金の用途、保証金額等一定の要件を備える信用保証は全て日本政策金融公庫の信用保険が掛かるしくみとなっています。
- ② 信用保証協会は日本政策金融公庫に対し、信用保険の種類に応じ定められた信用保険料を支払います。
- ③ 信用保証協会が金融機関に代位弁済したときは、日本政策金融公庫に保険金の請求を行います。
- ④ 日本政策金融公庫は信用保険の種類に応じ、代位弁済元金の70～90%（この率を保険填補率という。）を保険金として信用保証協会に支払います。
- ⑤ 信用保証協会は保険金受領後に中小企業・小規模事業者から回収した弁済金の一部を、保険填補率に応じて日本政策金融公庫へ回収の都度納付します。

信用保証のご利用について

ご利用いただける方

信用保証協会をご利用いただける方は、所在地、業種、企業規模、許認可等などにおいて、一定の要件を満たしている方です。

■所在地

栃木県内で事業を営んでいる方、または営むための具体的な計画がある方がご利用いただけます。

〔個人〕 栃木県内に住居または事業所がある 〔法人〕 栃木県内に事業所がある

■業 種

商工業のほぼ全ての業種でご利用いただけます。

ただし、農林漁業、金融・保険業、性風俗関連特殊営業など、ご利用いただけない業種もあります。

■企業規模

個人または特定非営利活動法人（NPO法人）で事業を営む方は『常時使用する従業員数』が、会社または各士業の法人で事業を営む方は『資本金』（資本金の額または出資の総額）または『常時使用する従業員数』が次の表に該当する方がご利用いただけます。

業 種	資本金	常時使用する従業員数
建設業、製造業、運輸業、その他	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（※） （自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業、飲食店	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業（※）	3億円以下	300人以下
旅館業（※）	5,000万円以下	200人以下

（※）政令特例業種として『資本金』または『常時使用する従業員数』が異なります。（ただし、NPO法人を除く。）

医業を主たる事業とする方のうち、医療法人、社会福祉法人、一般財団法人、一般社団法人で事業を営む方は『出資の総額』の制限はなく、『常時使用する従業員数』が300人以下の方が、個人で事業を営む方は『常時使用する従業員数』が100人以下の方がご利用いただけます。

なお、組合については『出資の総額』、『常時使用する従業員数』いずれの規制もありません。

■許認可等

事業を営むうえで必要な許認可等を取得している方がご利用いただけます。信用保証協会では、特に確認が必要と認められる27事業法に基づく49業種について、許認可等の確認をしています。

対象資金

信用保証協会をご利用いただきお借入できる資金は、事業を営む上で必要な「運転資金（借換資金を含む）」と「設備資金」のみです。

そのため、生活資金、住宅資金、転貸資金、投機資金などのお借入にはご利用いただけません。

保証人と担保

信用保証協会をご利用いただく際は、原則として法人代表者以外の保証人は不要です。
また、一定の要件等を満たす場合に経営者保証を不要とする運用・制度を実施しています。
ただし、担保（不動産等）は、必要に応じて提供していただく場合があります。

信用保証料

信用保証料は、信用保証協会をご利用いただく上で中小企業・小規模事業者にお支払いいただく唯一の費用で、借入金額、保証期間、保証料率、返済方法等を基に算出されます。

保証料率は、中小企業・小規模事業者が保証のお申込をする時期の直近確定申告書（決算書）等により区分が決定され、さらにご利用になる制度によって下表の保証料率が適用されます。ただし、区分に関係なく定率の保証料率となる制度もあります。また、会計参与を設置している方や担保を活用したお申込の際に保証料率が引き下げとなる場合もあります。

■責任共有制度対象保証料率

(単位：%)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
基準保証料率	1.900	1.750	1.550	1.350	1.150	1.000	0.800	0.600	0.450
当座貸越根保証・事業者カードローン根保証	1.620	1.490	1.320	1.150	0.980	0.850	0.680	0.510	0.390
県制度	1.400	1.250	1.100	0.950	0.900	0.850	0.800	0.600	0.450
市町村特別保証制度	1.710	1.575	1.395	1.215	1.035	0.900	0.720	0.540	0.405
無担保当貸5000保証	1.600	1.450	1.300	1.150	0.950	0.800	0.600	0.450	0.350
割引根保証	1.520	1.390	1.220	1.050	0.880	0.750	0.580	0.410	0.290

■責任共有制度対象外保証料率

(単位：%)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
基準保証料率	2.200	2.000	1.800	1.600	1.350	1.100	0.900	0.700	0.500
県制度	1.600	1.450	1.300	1.150	1.050	1.000	0.900	0.700	0.500
市町村特別保証制度	1.980	1.800	1.620	1.440	1.215	0.990	0.810	0.630	0.450

ご利用の流れ

「信用保証委託申込書」、「信用保証委託契約書」、「個人情報の取扱いに関する同意書」に必要事項をご記入の上、確定申告書（決算書）などの必要書類を添えて金融機関にお申込みください。

ご相談 お申込み



- 信用保証協会またはお借入を希望する金融機関にご相談の上、必要書類を金融機関に提出してお申込みください。

信用調査



- 信用保証協会でお申込人の信用調査を行い、保証の諾否を決めます。
※審査によりご希望に添えない場合があります。
また、信用保証協会とは別に金融機関の審査もあります。

ご融資



- 金融機関と契約を取り交わし、ご融資の実行となります。
※融資実行時に信用保証料をお支払いいただきます。

ご返済

- 金融機関との契約内容に従い金融機関へご返済ください。

主な保証制度

全国統一の保証制度

※貸付利率は、全ての制度において金融機関所定となります。

保証制度名	制度対象者	保証限度額	対象資金 保証期間	保証料率
一般保証	県内に事業所を有し、事業を営んでいる方 (個人で県内に住居がある方を含む)	2億8,000万円	運転・借換 10年以内 設備 20年以内	0.45%～ 1.90% 【設備割適用時】 0.405%～ 1.710%
創業関連保証	創業または分社化をお考えの方 (創業後間もない方を含む)	2,000万円	運転・設備 10年以内	0.80% 【創業等連携サポート 制度併用時】 0.45%または 0.60%
創業等関連保証	創業または分社化をお考えの方 (創業後間もない方を含む)	1,500万円	運転・設備 10年以内	0.80% 【創業等連携サポート 制度併用時】 0.45%または 0.60%
小口零細企業保証	常時使用する従業員が20名(娯楽業・宿泊業を除く商業・サービス業は5名)以下で、新規融資を含めた信用保証付融資の残高が2,000万円以内となる方	2,000万円	運転・借換・設備 10年以内	0.50%～ 2.20% 【設備割適用時】 0.425%～ 1.870%
特別小口保証	常時使用する従業員が20名(娯楽業・宿泊業を除く商業・サービス業は5名)以下で、他の保証制度を利用した信用保証付融資の残高がなく、一定の要件を満たす方	2,000万円	運転10年以内 設備20年以内	0.80%
経営力向上関連保証	主務大臣により認定を受けた「経営力向上計画」にしたがって事業を実施する方	2億8,000万円	運転5年以内 設備7年以内	0.60%
経営革新関連保証	行政庁により承認を受けた「経営革新計画」にしたがって事業を実施する方	2億8,000万円	運転5年以内 設備7年以内	0.70% 【新事業割適用中】 0.60%
セーフティネット保証(経営安定関連保証)	取引先の倒産や事業活動の制限、災害、取引先金融機関の破綻等により経営の安定に支障が生じており、市町村長からセーフティネット保証に係る認定書の発行を受けた方	【1～5号、7、8号要件】 2億8,000万円 【6号要件】 3億8,000万円	運転・借換 10年以内 設備 20年以内	【1～4、6号要件】 0.80% 【5、7、8号要件】 0.70%
危機関連保証	大規模な不況や災害に際し売上高等が減少する等、経営の安定に支障が生じており、市町村長から危機関連保証に係る認定書の発行を受けた方	2億8,000万円	運転・設備・借換 10年以内	0.80%
経営承継関連保証	経営の承継に伴い事業活動の継続に支障が生じていることについて、経済産業大臣の認定を受けた方	2億8,000万円	運転10年以内 設備15年以内	0.45%～ 1.90% 【事業承継割適用中】 0.36%～ 1.52%
特定経営承継関連保証	経営の承継に伴い事業活動の継続に支障が生じていることについて、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者の代表者の方	2億8,000万円	運転10年以内 設備15年以内	0.45%～ 1.90% 【事業承継割適用中】 0.36%～ 1.52%
経営承継準備関連保証	経営を承継しようとする者を確保することが困難であること等により事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の経営の承継を行おうとし、経済産業大臣の認定を受けた方	2億8,000万円	運転10年以内 設備15年以内	0.45%～ 1.90% 【事業承継割適用中】 0.36%～ 1.52%
特定経営承継準備関連保証	経営を承継しようとする者を確保することが困難であること等により事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の経営の承継を行おうとし、経済産業大臣の認定を受けた事業を営んでいない個人	2億8,000万円	運転10年以内 設備15年以内	1.15% 【事業承継割適用中】 0.92%
借換保証	既往信用保証付融資を借り換えることで、返済負担を軽減させたい方	2億8,000万円	借換(真水部分での運転・設備含む) 10年以内	0.45%～ 1.90%

保証制度名	制度対象者	保証限度額	対象資金 保証期間	保証料率
経営力強化保証	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ自らが策定した事業計画を基に、経営の改善に取り組む方	2億8,000万円	運転5年以内 設備7年以内 借換10年以内	0.45%～ 2.00%
経営改善サポート保証（事業再生計画実施関連保証）	債権者間の合意が取れている計画を基に、事業の再生に取り組む方	2億8,000万円	運転・借換・設備 15年以内	0.70%または 0.80%
中小企業特定社債保証	一定の財務要件を満たす方で、社債を発行し資金を調達したい方	4億5,000万円	運転・設備 7年以内	0.45%～ 1.90% 【「企業発達応援型」 社債保証利用時】 0.360%～ 1.710%
流動資産担保融資保証	事業者に対する売掛債権（電子記録債権を含む）または棚卸資産を担保として有効活用したい方	2億円	運転・設備 【根保証】1年 【個別】1年以内	0.68%
当座貸越根保証	極度額の範囲内で借入を反復して行いたい方	2億8,000万円 ※最低保証額100万円	運転設備 1年または2年	0.39%～ 1.62%
事業者カードローン根保証	極度額の範囲内で借入を反復して行いたい方	2,000万円 ※最低保証額100万円	運転設備 1年または2年	0.39%～ 1.62%

※ 保証料率割引制度の詳細についてはホームページをご覧ください。

栃木県信用保証協会独自の保証制度

※貸付利率は、エクセレント保証を除く全ての制度において金融機関所定となります。

保証制度名	制度対象者	保証限度額	対象資金 保証期間	保証料率
金融機関連携型継続支援保証 “アンサンプル”	当協会の信用保証を付さない（金融機関プロパー）借入があり（または同時に借入をし）、短期資金を継続利用することで、資金繰りの安定及び財務基盤の強化を図りたい方	3,000万円	運転・借換 1年以内	0.45%～ 1.90%
ハーモニーサポート保証	信用保証付融資と同時に当協会の信用保証を付さない（金融機関プロパー）融資を受けることで、融資枠の拡大を図りたい方	2億8,000万円 （または運転資金については平均月商の3倍のいずれか少ない額）	運転10年以内 設備20年以内	0.405%～ 1.710%
健康・働き方応援保証“はつらつ”	健康経営や働き方の見直し等に取り組み、国や栃木県等から認定を受けている方または一般事業主行動計画の届出や宣言等の登録を行っている方	1億円	運転・設備・借換 10年以内	【認定要件】 0.360%～ 1.520% 【認定外要件】 0.382%～ 1.615%
会計力向上応援保証	適時かつ正確な会計帳簿の作成を通じ、計算書類の信頼性及び財務会計力の向上に取り組んでいる方	1億円	運転・設備・借換 10年以内	【両要件該当】 0.382%～ 1.615% 【一部要件該当】 0.405%～ 1.710%
エクセレント保証	申込時の保証料率区分が5区分から9区分に該当する法人で、一定の財務要件を満たす方	1億円	運転・設備 5年以内	0.30%～ 1.00% ※貸付利率 1.00%以下
財務要件型無保証人保証	一定の財務要件を満たす方で、自社の経営力のみで資金を調達したい方	2億8,000万円	運転・借換 7年以内 設備 10年以内	0.45%～ 1.90% 【設備割適用時】 0.405%～ 1.710%

保証制度名	制度対象者	保証限度額	対象資金 保証期間	保証料率
事業承継サポート保証	事業承継計画に基づき、事業会社の株式を集約化するための資金供給を必要としている方（持株会社）	2億8,000万円	15年以内	1.15% 【事業承継制適用中】 0.92%
商工いきいき特別保証	商工団体の経営指導及び推薦を受けた方	500万円 (または平均月商の3倍のいずれか少ない額)	運転・借換・設備 10年以内	0.45%～ 1.90% 【設備割適用時】 0.405%～ 1.710%
無担保当貸5000保証	極度額の範囲内で借入を反復して行いたい方	5,000万円 (または平均月商の3倍のいずれか少ない額) ※最低保証額 1,000万円	運転 1年または2年	0.35%～ 1.60%
割引根保証	極度額の範囲内で手形及び電子記録債権の割引を反復して行いたい方	2億8,000万円	運転2年以内	0.29%～ 1.52%
手形貸付根保証	極度額の範囲内で手形の借入を反復して行いたい方	2億8,000万円	運転2年以内	0.45%～ 1.90%

※ 保証料率割引制度の詳細についてはホームページをご覧ください。

県・市町の制度融資

栃木県及び県内25市町には、中小企業・小規模事業者の借入負担軽減措置を講じたさまざまな制度融資が用意されています。

さまざまな資金ニーズに応じた制度融資

創業する方、小規模事業者の方、経営の安定を図りたい方など、さまざまな資金ニーズに応じた制度融資が用意されています。

固定の借入利率

借入期間を通して固定金利が適用されるため、中小企業・小規模事業者の金利の支払い負担が軽減されます。

また、市町によっては一定の要件を満たすと、金利の全部または一部を補助する制度融資もあり、さらに金利の支払い負担が軽減されます。

低率な保証料率

県・市町の制度融資には、制度融資を利用しない場合（基準保証料率）よりも低い保証料率が適用されるため、中小企業者の信用保証料の支払い負担が軽減されます。

また、市町によっては信用保証料の全部または一部を補助する制度融資もあり、さらに信用保証料の支払い負担が軽減されます。

創業・経営支援メニュー

創業等連携サポート制度

本制度は、当協会と地域の各支援機関が連携し、創業等に関するご相談から計画策定支援、事業開始後の経営支援までニーズに応じたサポートを行うとともに、保証料率の引き下げを実施することで、創業者のみならずの事業の成長を支援することを目的としています。

①創業等のご相談をお受けします 当協会や各機関が創業等に関するご相談をお受けします。

②創業計画の策定をサポートします 当協会や各機関が創業計画の策定をサポートします。

③保証料率を引き下げます

次の①～③いずれかに該当する方は、創業等関連保証・創業関連保証の保証料率を0.80%から**0.60% (▲0.20%) に引き下げ**ます。

①認定支援機関（※1）により創業計画の策定支援を受けた。

②日本政策金融公庫との協調融資により資金調達を行う。

③市区町村が実施する認定特定創業支援等事業（※2）による支援を受けた。

また、創業される方（法人の場合は代表者）が**女性、若者**（35歳未満）、**シニア**（55歳以上）の場合は、引き下げの保証料率（0.60%）から**さらに0.15%引き下げ、0.45%**とします。

※保証料率の引き下げには、「創業等連携サポート制度利用申請書」が必要です。

④事業開始後も経営をサポートします

事業開始後も当協会と各機関が連携を図り、みなさまの経営の安定をニーズに応じてサポートします。

（※1）「中小企業等経営強化法第21条第1項」の規定に基づき国が認定した経営革新等支援機関

（※2）「産業競争力強化法第2条第24項第1号」に規定する特定創業支援等事業

経営相談会

県内の中小企業・小規模事業者の経営に関するご相談、創業をお考えの方からのご相談をお受けするため、経営相談会を定期的で開催しています。

経営相談会では、中小企業診断士や当協会の職員が、創業に関するご相談、経営課題に関するご相談、保証利用及び資金繰りに関するご相談をお受けします。また、創業前相談会では、日中にご来会が困難な方のご相談にも対応しております。

中小企業診断士による経営相談会

- 開催日時：毎月第1木曜日 13時～17時
- 開催場所：当協会本所・足利支所
- 相談員：中小企業診断士（栃木県中小企業診断士会会員）
- 相談内容：創業・新事業、事業拡大、生産性向上、経営改善、事業承継に関するご相談など

当協会職員による経営相談会

- 開催日時：毎週木曜日 9時～17時
- 開催場所：当協会本所・足利支所
- 相談員：中小企業診断士の資格を有する職員など
- 相談内容：保証利用、資金繰りに関するご相談など

当協会職員による創業前相談会

- 開催日時：毎月第1木曜日 17時～19時
- 開催場所：当協会本所・足利支所
- 相談員：中小企業診断士の資格を有する職員など
- 相談内容：創業に関するご相談など

経営安定化支援事業

本事業は、中小企業・小規模事業者のみなさまに対し、中小企業診断士の派遣を通じた経営診断、計画策定支援、金融調整及び金融支援に加え、その後のフォローアップ支援を行うことで経営の安定に向けた道筋をつけ、中小企業・小規模事業者のみなさまの持続的な発展に資することを目的としています。

「創業サポート」、「経営改善サポート」、「生産性向上サポート」、「事業承継サポート」の4つの事業でニーズに応じたサポートを行います。

創業サポート

創業計画策定支援

派遣回数：2回以内

当協会の保証を利用し創業を予定されている方に中小企業診断士を派遣し、より実現性の高い創業計画の策定をサポートします。

創業フォローアップ支援

派遣回数：年度2回以内（創業後5年に達するまで）

創業保証利用後、計画どおりに事業が軌道に乗らない方に中小企業診断士を派遣し、経営診断を実施することで早期の経営の安定に向けてサポートします。

経営改善サポート

経営改善サポート

派遣回数：8回以内

経営の安定に支障が生じている方に中小企業診断士を派遣し、経営診断や計画策定支援を行い、今後の返済について金融調整を行うことで、経営課題の解決や経営の安定をサポートします。

経営改善サポートの流れ



生産性向上サポート

生産性向上に関するアドバイス

派遣回数：原則2回以内

設備投資や事業拡大など生産性の向上を目指す方に中小企業診断士を派遣し、経営診断・助言を行います。

事業計画（経営力向上計画等）策定支援

派遣回数：上記と合わせて原則5回以内（金融調整等を実施する場合は8回以内）

設備投資や事業拡大など生産性の向上を目指す方に中小企業診断士を派遣し、より実現性の高い事業計画の策定をサポートします。

事業承継に関するアドバイス

派遣回数：原則 2 回以内

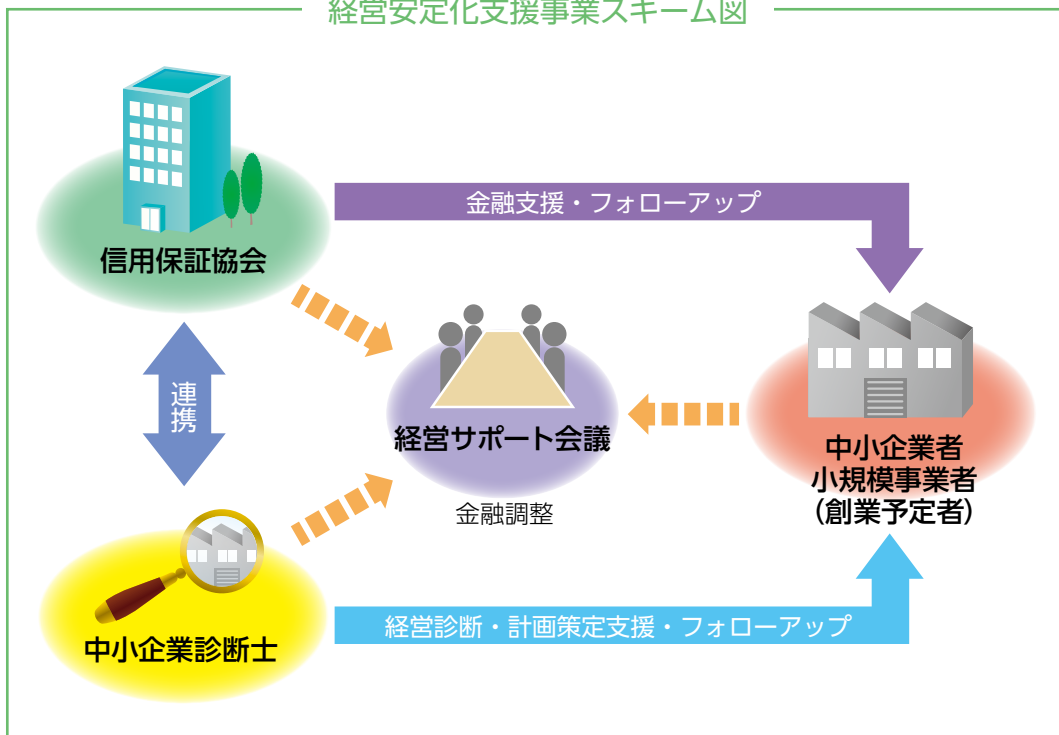
事業承継を検討している方に中小企業診断士を派遣し、経営診断・助言を行います。

事業承継計画策定支援

派遣回数：上記と合わせて原則 5 回以内（金融調整等を実施する場合は 8 回以内）

事業承継を検討している方に中小企業診断士を派遣し、より実現性の高い事業承継計画の策定をサポートします。

経営安定化支援事業スキーム図



※経営安定化支援事業は、国の「信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金」を活用した事業です。

外部専門家等活用支援事業（個別指導）

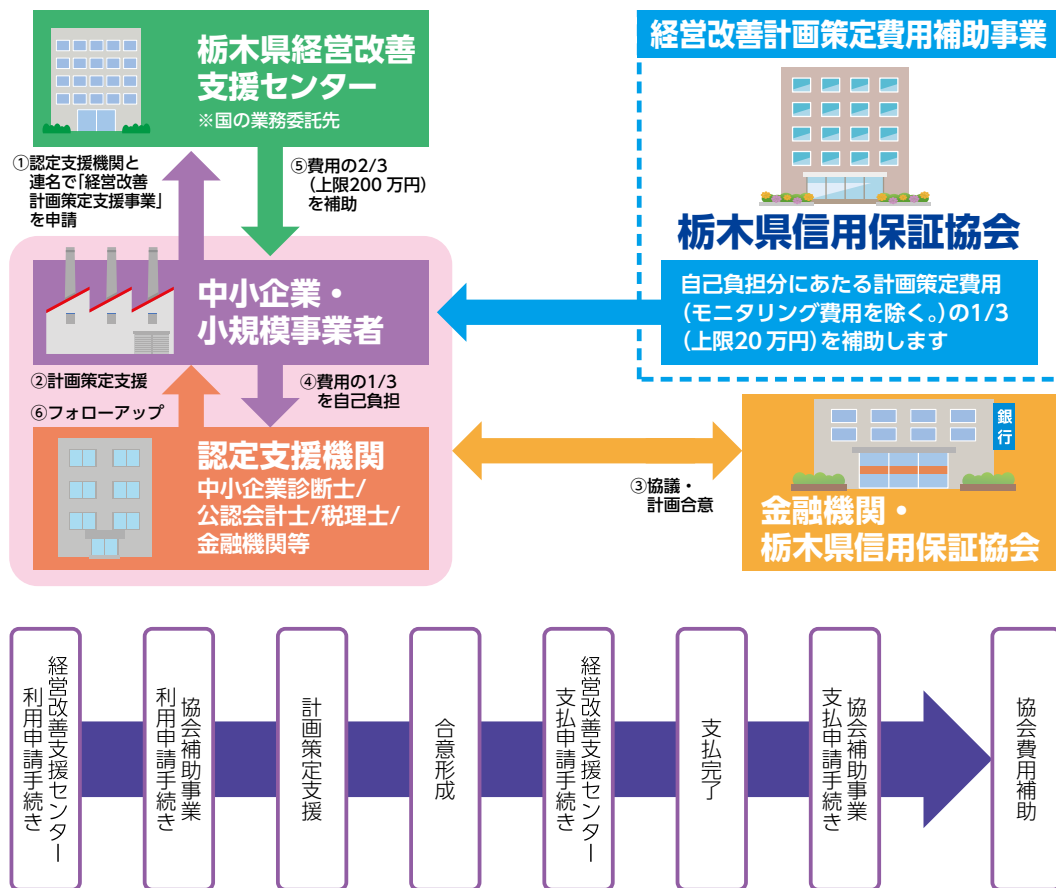
創業者や中小企業・小規模事業者が抱える経営課題の解決を後押しするため、豊富な経験と知識を有する専門家（中小企業診断士）を無料（当協会の費用負担）で派遣しています。

経営サポート会議

経営改善や事業再生を早期に図ることを目的に、取引金融機関等の関係機関と当協会が具体的な支援策等について意見・情報交換を行い、今後の金融支援についての目線合わせを行う場です。経営改善計画等の説明の場としてもご利用いただけます。

経営改善計画策定費用補助事業

国が実施している「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」を活用した中小企業・小規模事業者のみなさまに対し、経営改善計画の策定に要した費用のうち、国の補助の対象（費用の2/3かつ上限200万円）とならず自己負担となった費用の一部について補助（費用の1/3かつ上限20万円）をしています。



各種相談窓口

中小企業・小規模事業者の資金調達などに関するご相談を相談窓口にてお受けしています。また、自然災害や大型倒産による経営環境の悪化で経営の安定に支障が生じた場合については、その都度迅速に「特別相談窓口」を本所・足利支所に開設し、中小企業者からのご相談をお受けしています。なお、令和元年8月現在で設置している相談窓口は次のとおりです。

金融相談窓口	タカタ株式会社関連相談窓口
英国におけるEU残留・離脱を問う国民投票の結果の影響関連相談窓口	平成28年熊本地震による災害に関する特別相談窓口
賃金水準上昇対策相談窓口	東日本大震災に関する特別相談窓口
皮革等相談窓口	

責任共有制度

制度の目的

責任共有制度は、信用保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図ることで、両者が連携して中小企業・小規模事業者の事業意欲などを継続的に把握し、融資実行及び実行後における経営支援・再生支援といった中小企業・小規模事業者に対する適切な支援を行うことなどを目的としています。
(平成19年10月1日導入)

保証割合

〔導入前〕

原則100%保証



〔導入後〕

信用保証協会80%
金融機関20%

※ただし、対象除外となる保証制度もあります。

制度の概要

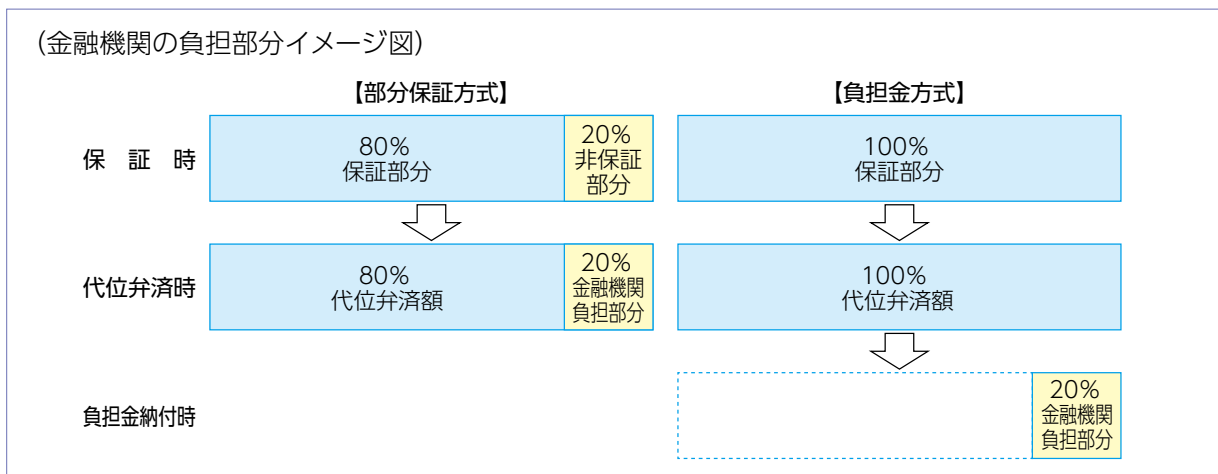
金融機関は「部分保証方式」または「負担金方式」のいずれかの方式を選択しています。
いずれの方式においても金融機関の負担割合（20%）は同等です。

【部分保証方式】

融資金額の80%を信用保証協会が保証する方式

【負担金方式】

金融機関毎の信用保証の利用実績に応じた負担金を金融機関が信用保証協会に納付する方式



対象除外となる保証制度（令和元年8月現在）

- ① セーフティネット保証（経営安定関連保証）1号～4号及び6号
- ② 災害関係保証
- ③ 創業関連保証（再挑戦支援保証を含む。）及び創業等関連保証
- ④ 特別小口保証^(※1)
- ⑤ 事業再生保証
- ⑥ 小口零細企業保証
- ⑦ 求償権消滅保証
- ⑧ 破綻金融機関等関連特別保証（中堅企業特別保証）
- ⑨ 東日本大震災復興緊急保証
- ⑩ 経営力強化保証^(※2)
- ⑪ 経営改善サポート保証（事業再生計画実施関連保証）^(※2)
- ⑫ 危機関連保証

(※1) 特定非営利活動法人（NPO法人）がご利用になる場合は、医業を主たる事業とする者を除き、責任共有制度の対象となります。

(※2) 責任共有制度対象外（100%保証）の既保証を同額以内で借り換える場合に限りです。

コンプライアンス

■コンプライアンス態勢

当協会では、「信用保証協会倫理憲章」を基に、「コンプライアンス行動基準」を策定し、コンプライアンスの着実な実施に取り組んでいます。

信用保証協会倫理憲章

1. 信用保証協会の公共性と社会的責任

信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図る。

2. 質の高い信用保証サービス

経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて地域経済の発展に貢献する。

3. 法令やルールの厳格な遵守

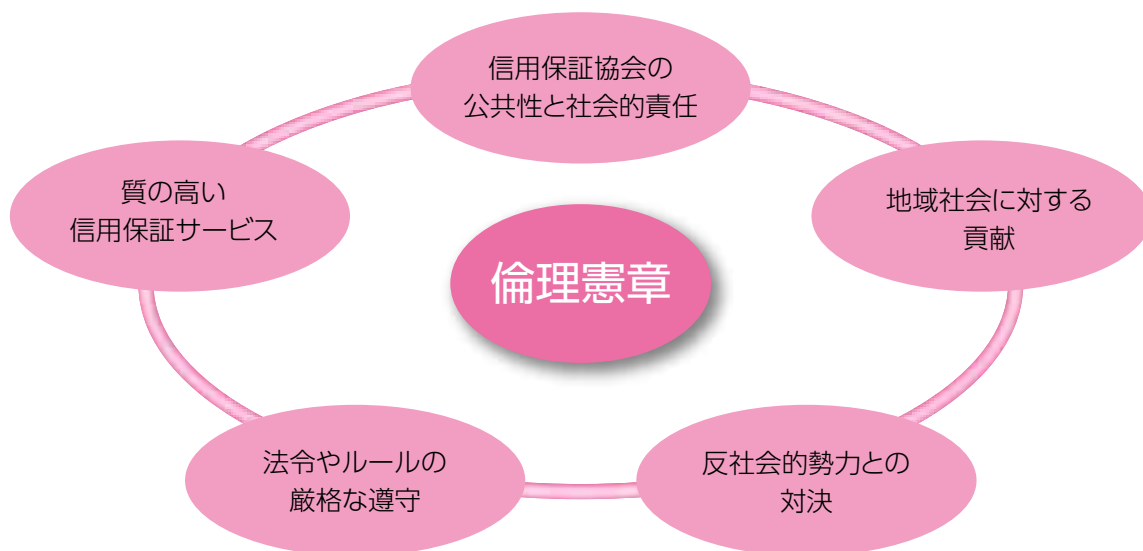
あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行する。

4. 反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決する。

5. 地域社会に対する貢献

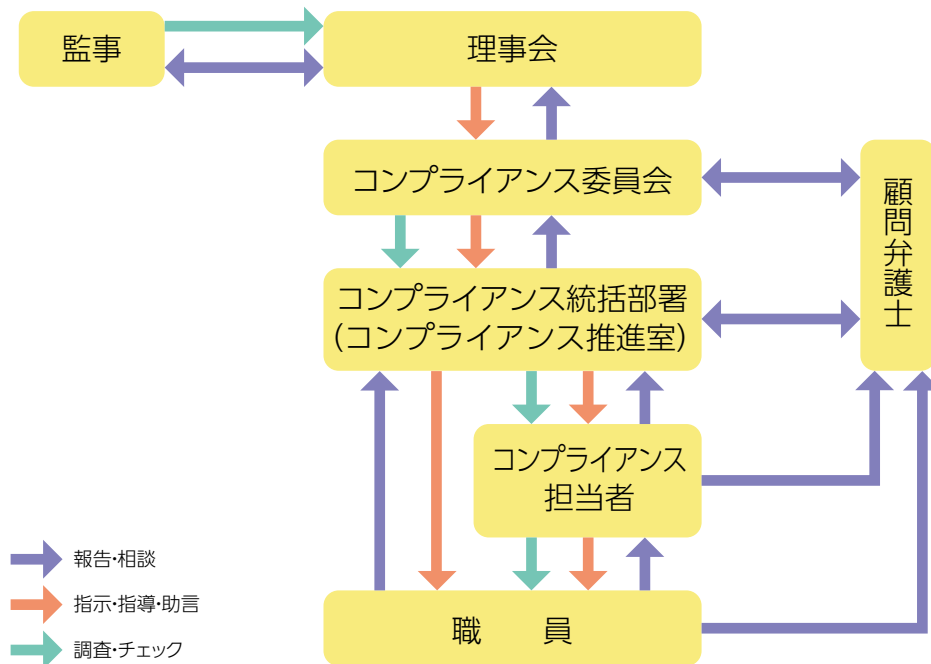
広く住民とのコミュニケーションを図りながら地域社会への貢献に努める。



コンプライアンス行動基準

- 法令・ルールの遵守
- 守秘義務の履行
- 公私の別の厳守
- 不正な利益供与・収受の禁止
- 反社会的勢力への対応
- 秩序の維持
- 報告・連絡・相談の励行
- 顧客への対応
- 違反行為の報告

コンプライアンス体制図



■ 「反社会的勢力の排除」への取り組み

当協会では、「反社会的勢力の排除」に努めています。その姿勢を明確にするため、信用保証協会倫理憲章で「反社会的勢力との対決」を宣誓しているほか、平成21年7月から信用保証委託契約書に「暴力団等の反社会的勢力排除条項」を導入しました。また、関係機関との連携をより強固なものとし「反社会的勢力の排除」に取り組んでいます。

当協会は、引き続き「反社会的勢力の排除」への取り組みを推進していきます。

次のいずれかに該当する者、その他これらに準ずる者は保証の対象となりません。

- ①暴力団
- ②暴力団員
- ③暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- ④暴力団準構成員
- ⑤暴力団関係企業
- ⑥総会屋等
- ⑦社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- ⑧暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有する者
- ⑨暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
- ⑩自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者
- ⑪暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者
- ⑫役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者

個人情報保護宣言

栃木県信用保証協会は信用保証協会法（昭和28年8月10日法律第196号）に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報の取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについては以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

(1) 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）等の法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

(2) 個人情報の取得・利用・提供

- ・当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては、当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- ・取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- ・取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ずに第三者への提供・開示はいたしません。
- ・お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務運営の確保及びその他必要と認められる目的以外には使用いたしません。
- ・個人信用情報機関から提供を受けた情報であって、お客様の返済能力に関するものをお客様の返済能力の調査以外の目的には使用いたしません。

(3) 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

(4) 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

(5) 個人データの委託

- ・当協会は、個人情報保護法第23条第5項第1号の規定に基づき、個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- ・委託する場合には、適正な取扱いを確保するための契約の締結、実施状況の点検等を行います。

(6) 保有個人データの開示・利用目的の通知

- ・法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示及びその利用目的の通知を求めることができます。
- ・請求の方法は、当協会窓口に備置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口に持参（または郵送）ください。
- ・個人データの開示及び利用目的の通知につきましては、実費相当額（1件につき300円）をいただきます。

(7) 保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

- ・当協会が保有する個人データに誤りがある場合は、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、訂正又は削除いたします。
- ・お客様の個人情報を不適切に取得し、又は目的外に利用している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用を停止いたします。
- ・お客様の個人情報を個人情報保護法第23条に違反して第三者に提供している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
- ・(6) (7) の具体的な手続につきましては、当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8. (3)「開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

(8) 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

(9) 開示・利用目的の通知・訂正・削除・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせ窓口は下記のとおりです。

【お問い合わせ窓口】

〒320-8618 栃木県宇都宮市中央三丁目1番4号 栃木県産業会館5階
栃木県信用保証協会 総務部総務課
TEL 028-635-2121 FAX 028-632-0917

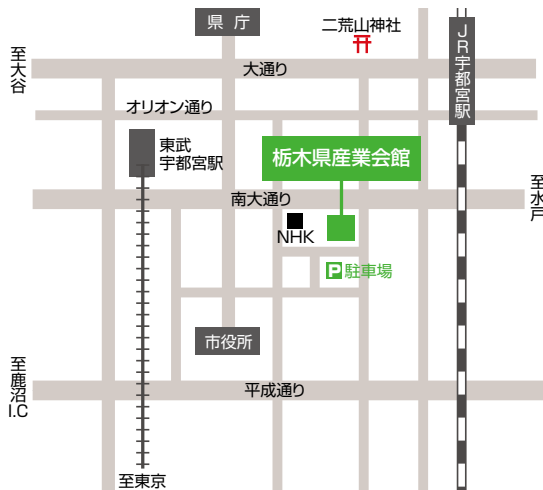
事業所のご案内

本 所

〒320-8618 宇都宮市中央3丁目1番4号
栃木県産業会館

お問い合わせ

総務課・企画課 TEL.028-635-2121
保証一課 TEL.028-635-8883
保証二課 TEL.028-635-8884
保証統括課 TEL.028-635-8885
企業支援課 TEL.028-635-2195
期中管理課 TEL.028-635-8886
管理一課・管理二課
管理事務課 TEL.028-635-2122

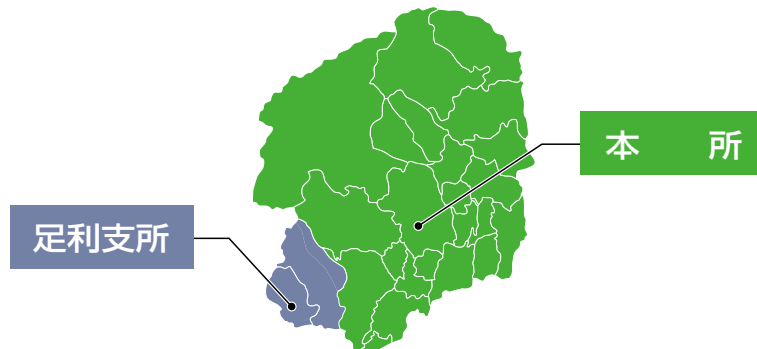
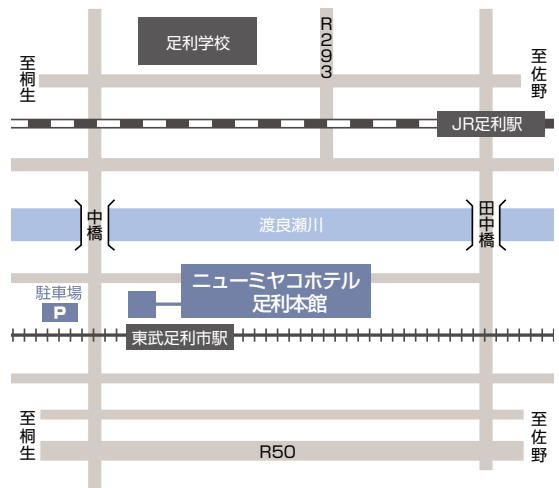


足利支所

〒326-0821 足利市南町4254番地1
ニューミヤコホテル足利本館

お問い合わせ

業 務 課 TEL.0284-70-6339



発行 令和元年8月
編集 栃木県信用保証協会 総務部 企画課
住所 〒320-8618 宇都宮市中央3-1-4
電話 028-635-2121
URL <http://www.cgc-tochigi.or.jp>



**TOCHIGI
GUARANTEE**